〇 平成30~32年度における地域区分の適用地域(障害児サービス)

| _ | | | | | 男妻に後の障害性の他被抗分 | | | |
|----------|---------|---|---|--|--|--|--|--|
| _ | 180.96 | 290.56 (10%) | 3 806 (1.5%) | - 4数.地 (12%) | 5級地 (10%) | の数36 (の%) | 7級地 (3%) | 6 (0%) |
| (20% | 200 700 | | | NAME AND OWNER | 安知義 利益的, 新 田市 | | | |
| 280 | | 平漢集 東京部 東京部 東海州、東京市、南分寺市、始口市、 海州、東京東京・東海市 伊泉州、東京東京・東海市 大阪庁 大阪庁 | 地区集 和光市 東京都 製布水、小平市、口野市 大阪府 守口市 | 沒述是 数平市。今代信市 神仙川県 厚木市 | 700.200 | | | |
| (16% | | 神泉川東 株正市。川崎市 大阪市 大阪市 | | | | | | |
| | | | 海主義 水水中市 用金属 國際 國際 國際的,當該即此,八千代的 國際 國際 八支守的,獨稱內,前中也,國立市,福度的 開始的, 與這四 灣似地, 與其四 與如此 一大國際 一大國際 大國家 大國家 大國家,大國市,大國市,大國市,大國市,大國市,大國市,大國市,全國市 | 純宝庫 岩水内 東京群 東利山市 大阪会 出版市,英籍市 | 及經集 守存的 變知集 敷明市 | | | |
| 3 80 H | | | 無法は、大工が、実施の、前中の、流江の、株立の、 機械が、高東京の 神奈川県 健康の | AND MINO. AND | | | 1 | |
| (15% | | | 愛知果 名古原市 大阪府 大東市、門裏市 | | | | 1 | |
| \vdash | | - | N | BMB 000 | 神会10条 期之名の、原効力、統領力 支援の 羽を野の、漢だ内 | 三章基 約成市 9社会 9回 日市 | 東京集 大理点 | |
| 1 | | | | 深域是 年久的 殊玄庙 聚包山市、初疆市 节溪路 彩色明,通知市 東京郡 2.216、明治市、東大和市 神田川市 城東市、東京市 東京市 東市 (中国) | 大嶽府 羽传野命、高初也 | 京都市 前田 日市 | | |
| 48M | | | | 無圧者 立川市、田島市、東大和市 沖田川県 明朝家市、東沢市 大阪府 参中市、中田市、篠屋川市、英富市 | | | 1 | |
| (12% | | | | A## 14776 | | | 1 | |
| 1 | | | | | | | | |
| \vdash | | | 東京都 三重市、小会州市 | 神奈川県 選子市 | 英城縣 水戸市、日立市、土浦市、田ヶ崎市 埼玉県 新療水、富主党市、小にみ野市、三芳町 | 商品 配子也,据少自由 致生态。 这里是 四日市市 可量素 医医内 用皮素 用皮素 作品素 信息也,大知路山市 知用素 | 平陽縣 重新市 | ZMR SWMS |
| 1 | | | | | 千葉集 市川市、松戸市、位畫市、市原市、四街連市 東京都 あきる野市 | 正重素 四日の市 田宝泉 原来市 | | |
| 1 | | | | | 大和市、東川市 東和市 四年中 | 加度域 原質市 大型会 松質市 休養市 余良市、大和群山市 福岡県 参り市、福港市 | 1 | |
| 58M | | | | | 世間 大津市、草津市 京都市 京都市 | | 1 | |
| | | | | | 東大阪市、交野市 長春県 范崎市、伊門市、川西市、三田市 | | 1 | |
| 1 | 1 | 1 | | | □ 日本 本 下 八 日 2 元 上 2 元 上 2 元 日 4 日 4 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7 | | 1 | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | 神奈日本 伊敦州市 | | 南五素 無利的、液体内、痛山内 十葉素 東山市 山 松原本 中省市 計算表 製品市 受加表 犬山市、江南市、田田市、最山市 月東南 非東州・巻芝市、王寺市 参加素 経東州・巻芝市、王寺市 | 京成果 神経市 福岡県 新皮市 |
| ı | | | | | | 到馬惠 高岭市 地區市,川口市、行田市、州京市、加速市、泰日蘇市。 | 野湖縣 整印市 参加縣 大山市、江南市、田寨市、参山市 | |
| ı | | | | | | 独山市、司生市、鴻洲市、上城市、草加市、純谷市、 銀市、戸田市、人駅市、久里市、三銀市、美川市、杉戸市 | 兵津南 赤锥市 金良高 種草市、佐芝市、王寺市 | |
| l | | | | | | 神奈村県 三浦市、豪野市、東山市、二京市 条野県 塩灰市 | | |
| ı | | | | | | 級 集 | 1 | |
| 0 MM | • | | | | | 如城市、大府市、存富市 三重高 港市、最名市、商山市 | 1 | |
| 1 | | | | | | 施賀書 藤根市、守山市、甲賀市 京都府 中治市、集積市、同日市、長岡京市、米津川市 | 1 | |
| | | | | | | 河内長野市、和東市、藤井市市、泉東市、大阪狭山市、 坂南市、北南市、朝政市、山灰市、城市、大阪狭山市、 坂南市、北南市、朝政市、山灰市、城市、大平市 | 1 | |
| | | | | | | 高重素 明長市 保食素 大和裏田市 | 1 | |
| 1 | | | | | | 福岡県 太宇府市、永島市、始原市 | 1 | |
| | | | | | | | | |
| \Box | | | | | | 東京都 武蔵村山市 養知集 施沢市、知立市、景西市 大阪市 内衛衛市 | 100 | 京城県 北地市 山梨県 東アルブス市 徳島県 城市市、町南市 徳川県 城市市 |
| ı | | | | | | A | 成本集 既木市、北京市、小山市、東陽市 鮮高集 前棟市、大山市、地川市 | 京成果 前尾市 山田県 南アルプス市 徳島県 境門市、河南市 徳川県 坂山市 福岡県 学美寺 |
| ı | | | | | | | 世 (1987年 - 1987年 - 1 | |
| l | | | | | | | 重山縣 富山州 石川県 会20年。内徽市 | |
| ı | | | | | | | 接井本 福州市 長野県 長野市、松木市、駅沿市、伊田市 大田市 大田市 日本田市 田東市市 日本市 | |
| 7 80M | | | | | | | 野周易 洪松市、三島市、富士吉市、富士市、快運市、 田村市、藤枝市、設井市 | |
| ı | | | | | | | 更知義 整模市、一言市、平田市、市港市、小牧市、東南市、残島村 正重義 名塚市・伊賀市 田東島 名城市、東近江市 | |
| ı | | | | | | | 高速車 知此市、知识知市、日本市 組成車 経月市、中町市、田橋町 | |
| ı | | | | | | | 開山縣 院山市 広島県 三京市、東広島市、廿日市市、両田町、駅町 | |
| I | | 1 | | | | | 新日本 集組代、近日市 ・ | |
| l | | 1 | | | | | | |
| | | | | | 神童10萬 東川市 | 製造業 1993年 日本 1975年 日本 1977年 | 日本語 新州州、田田市、田田市、田田市、日田市、川田市、 中部 (1997年) 元年 (1997年) 元 (1997年) 元 (1997年) 元 (1997年) 元 (1 | 全ての軽速を乗り級地から7級地に外の地 |
| ı | | 1 | | | | 施出集 | 数 不幸 日 元 市、次 5 四、生生市 野 高 基 伊 野崎市 埼 玉 | |
| I | 1 | 1 | | | | 神仙村 集 大連町、連川町 養知集 北名古旅市、あ水市、大油町、養江町 | 千葉里 美術店、美術店 東京都 羽村市、柳田市、日の出市、梅東村 | |
| I | | 1 | | | | が動か 八種市、発表的 大阪府 島本市、教教的、河南市、千年永保村 品書集 特名川市 | 新規集 小山町、川枝本町、森町 野田集 英雄田市、東京市、日連市、東京市、長久平市、東麓町、 | |
| E-08 | | 1 | | | | 級長基 北朝市 福岡県 大野城市 | 対外に対、東端的、中田的、粉集的、東端的、金様村 正重集 いなべめ、木管網的、東側的、森野的、朝日的、村橋町 | |
| 1 | | 1 | | | | | (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) | |
| ı | | 1 | | | | | 報 疾患 類所市、萬城市、山路村、平耕町、三城市、安城町、 川西町、三宅町、田原本町、管園村、明日香村。 | |
| l | 1 | 1 | | | | | 上 物质、点味剂、同合剂 經 開集 新 提用 | |
| 1 | | 1 | | 1 | | | | |
| _ | | | | | 15 | | | 1 |

平成 29 年度第 2 回

指定特定相談支援·障害児相談支援事業者 集団指導資料

高松市・丸亀市・坂出市・善通寺市・観音寺市・さぬき市・東かがわ市・三豊市・ 土庄町・小豆島町・三木町・直島町・宇多津町・綾川町・琴平町・多度津町・まんのう町

障害児通所支援

① サービス利用申請

• 申請者は、障害児通所支援に係る利用申請書等を市町に提出します。

② 「指定障害児相談支援事業者」と契約

- ・申請者は、障害児相談支援の提供について、「指定障害児相談支援事業者」と利用契約します。
- •「指定障害児相談支援事業者」は、「障害児支援利用計画案」を作成し、申請者に交付するとともに、写しを市町に提出します。

③ 市町による調査

• 市町は申請者に対し、概況調査、サービス利用の意向調査を行います。

④ 障害児通所支援の給付決定

- 市町は「障害児支援利用計画案」をもとに支給を決定し、「障害児通所給付費支給決定通知書」及び「障害児相談支援給付費支給通知書」を交付します。
- ・併せて、「通所受給者証」を申請者に交付します。

⑤ 「障害児支援利用計画」の作成

•「指定障害児相談支援事業者」は、給付決定を踏まえ、サービス提供事業者などの関係者を集めてサービス担当者会議を開催、「障害児支援利用計画」を作成したのち、申請者に交付します。作成した計画(写し)を市町へ提出します。

⑥ サービス提供事業者と契約、サービス利用開始

- ・申請者は、「通所受給者証」を事業者に提示に提示し、利用に関する契約をしたのち、サービスの利用を開始します。
- ・事業者は、申請者の事業者記入帳に必要事項を記入・押印します。

⑦ モニタリング

- 「指定障害児相談支援事業者」は、受給者証に記載されているモニタリング期間ごとに、サービスの利用状況等を検証し、計画の見直しを行います。
- モニタリング報告書等の書類(写し)を市町へ提出します。

契 計 約 画 同 書 |意日 締 結 日 原則として支給期間 支給 期 艒 より 前 日

 \mathcal{O}

障害福祉サービス

① サービス利用申請

・申請者は、障害福祉サービスに係る利用申請書等を市町に提出します。

② 「指定特定相談支援事業者」と契約

- ・申請者は、計画相談支援の提供について、「指定特定相談支援事業者」と利用契約します。
- 「指定特定相談支援事業者」は「サービス等利用計画案」を作成し、申請者に 交付するとともに、写しを市町に提出します。

③ 市町による調査

・市町は申請者に対し、障害支援区分認定調査(障害福祉サービス介護給付を利用の場合)、概況調査、サービス利用の意向調査を行います。

④ 審査判定 (介護給付の障害福祉サービスを利用する場合)

- ・市町は障害支援区分認定等審査会に対し、障害支援区分の判定を依頼します。
- 市町は、審査会の判定を基に障害支援区分の認定を行います。

⑤ 障害福祉サービス等の支給決定

- ・市町は、「サービス等利用計画案」をもとに支給を決定し、「介護給付費等支給決定通知書」及び「計画相談支援給付費支給通知書」を交付します。
- 併せて、「障害福祉サービス受給者証」を申請者に交付します。

⑥ 「サービス等利用計画」の作成

・「指定特定相談支援事業者」は支給決定を踏まえ、サービス提供事業者などの 関係者を集めてサービス担当者会議を開催し、「サービス等利用計画」を作成し たのち申請者に交付するとともに、作成した計画の写しを市町へ提出します。

⑦ サービス提供事業者と契約、サービス利用開始

- ・申請者は、「障害福祉サービス受給者証」を事業者に提示し、利用に関する契約をしたのち、サービスの利用を開始します。
- 事業者は、申請者の事業者記入帳に必要事項を記入・押印します。

8 モニタリング

- 「指定特定相談事業者」は、受給者証に記載されているモニタリング期間ごと に、サービスの利用状況等を検証し、計画の見直しを行います。
- モニタリング報告書等の書類(写し)を市町へ提出します。

サービスの内容とモニタリング

対象者

計画相談支援及び障害児相談支援の対象は、原則サービスを利用する全ての障害者です。

計画相談支援(障害者総合支援法)の対象者

| | 対象者 | | |
|------------|---|--|-------|
| サービス利用支援 | 障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障害者 | 新しいサービスの追加や、サービスの更新、支給量の増減に伴うもの。 | ` |
| 継続サービス利用支援 | 指定特定相談支援事業者が提供したサービス利用支援によりサービス等利用計画が作成された支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者 | 指定特定相談支援事業者以外の者がサービス等利用計画案を作成した場合については継続サービス利用支援の対象外 | |

障害児相談支援(児童福祉法)の対象者

新しいサービスの追加やサービスの 対象者 更新、支給量の増減に伴うもの。 障害児支援 通所給付決定の申請若しくは変更の申請 に係る障害児の保護者 利用援助 継続障害児 指定障害児相談支援事業者が提供した障 指定障害児相談支援事業者以外の者が障 害児支援利用援助により障害児支援利用 支援利用援 害児支援利用計画案を作成した場合につ 計画が作成された通所給付決定保護者 助 いては継続障害児支援利用援助の対象外

> 【契約】利用契約は、障害児相談支援と計画 相談支援それぞれで契約してください。

※【留意事項】申請者が、障害児通所支援と障害福祉サービスの両方を利用する場合には、 サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を一体的にまとめた計画(「障害児支援利用計 画」となり、報酬は障害児相談支援給付費のみ算定します。)を作成します。

したがって、高校在学中に 18 歳に到達した放課後等デイサービスと障害福祉サービス を併給している者については、放課後等デイサービスを利用している間は障害児相談支援 給付を算定し、放課後等デイサービスの利用が終了した時点で、計画相談支援給付費を算 定することとなります。

> 【契約】居宅介護や短期入所のみを利用していた障害 児が、放デイを利用することとなった場合は、障害児 相談支援の契約も必要となります。

2 サービス内容

計画相談支援及び障害児相談支援のサービス内容は、①~③のとおりです。

① 計画相談支援(障害者総合支援法)の内容

| 0 0.0.0 | 文版(呼ら日間ロス版仏)のから サービス中央 | 网辛市西 |
|-----------|---|--|
| | サービス内容 | 留意事項 |
| サービス 利用支援 | ア サービス等利用計画案の作成(以下を記載。) ・利用者及びその家族の生活に対する意向 ・総合的な援助の方針 ・生活全般の解決すべき課題 ・提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期 ・福祉サービス等の種類、内容、量 ・福祉サービス等を提供する上での留意事項 | ※障害者若しくは障害児の 保護者の心身の状況、その 置かれている環境、サービ スの利用に関する意向その 他の事情を勘案する。 |
| | ・モニタリング期間〇サービス等利用計画案〇サービス等利用計画案【週間計画表】〇申請者の現状(基本情報) | 取り調査は原則として自宅。 事業所等の聞き取りでも可能と した特例は、H26年度で終了。 |
| | ○申請者の現状(基本情報)【現在の生活】 ⇒作成後、申請者に交付し、市町には写しを提出する。 | |
| | イ 支給決定後に、指定障害福祉サービス事業者、指定ー 般相談支援事業者等との連絡調整 | ※サービス担当者会議を開催し、支援内容を調整する。 |
| | ※案の内容に加え、以下の事項を追加 ・福祉サービス等の利用料 ・福祉サービス等の担当者(連絡先含む) | 関整は必ず行ってください。どう しても調整ができない場合は、欠 所者に対し、意見書を提出させて ださい。 |
| 継続サービ | る。 ア モニタリング期間ごとに、サービス等利用計画が適 | |
| ス利用支援 | 切であるかどうか、サービスの利用状況を検証する。 イ 検証結果及び心身の状況、その置かれている環境、 サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、 サービス等利用計画の見直しを行う。 | モニタリングは必ず受給者証 に記載された時期に実施して ください。 |
| | ウ モニタリング結果に基づき、いずれかを提供する。 ・サービス等利用計画をそのまま継続する。 ・新たな支給もしくは支給決定の変更、または地域相談支援給付が必要と認められる場合において、当該支給決定障害者等または地域相談支援給付決定障害者に対し、当該申請の勧奨を行う。→継続サービス利用支援から、サービス利用支援に変更。 ○モニタリング報告書 ○継続サービス等利用計画【週間計画表】 ⇒作成後、申請者に交付し、市町には写しを提出する。 | →※サービス担当者会議を 開催し、支援内容を調整す る。 |

② 障害児相談支援(児童福祉法)の内容

| ② 障害児相 | 談支援(児童福祉法)の内容 | |
|---------------|---|---|
| | サービス内容 | 留意事項 |
| 障害児支援 利用援助 | ア 障害児支援利用計画案の作成(以下を記載。) ・障害児及びその家族の生活に対する意向 ・総合的な援助の方針 ・生活全般の解決すべき課題 ・提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期 ・障害児通所支援の種類、内容、量 ・障害児通所支援を提供する上での留意事項 ・モニタリング期間 | ※障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案する。 |
| | ○ 中語兄又援利用計画条【週间計画表】 ○ 中請者の現状(基本情報) ○ 申請者の現状(基本情報)【現在の生活】 | 取り調査は原則自宅。 事業所等の聞き取りで 可能な特例は、H26年 で終了。 |
| | イ 通所給付決定後に、指定障害児通所支援事業者、指定障害 児相談支援事業者等との連絡調整 | ※サービス担当者会議 を開催し、支援内容 を調整する。 |
| | ・障害児通所支援の担当者 ・障害児支援利用計画 の障害児支援利用計画 合格 | 整は必ず行ってください。 うしても調整ができない場 は、欠席者に対し、意見書 是出させてください。 |
| 継続障害児 | ア モニタリング期間ごとに、障害児支援利用計画が適切で | |
| 支援利用援助 | あるかどうか、障害児通所支援の利用状況を検証する。 イ 検証結果及び当該通所給付決定に係る障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児又はその保護者の 障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案 | モニタリングは必ず受給者 証に記載された時期に実施 してください。 |
| | し、障害児支援利用計画の見直しを行う。 ウ モニタリング結果に基づき、次のいずれかを提供する。 ・障害児支援利用計画をそのまま継続する。 ・新たな通所給付または通所給付の変更が必要と認められる場合において、当該給付決定等に係る障害児の保護者に対し、当該申請の勧奨を行う。→継続障害児支援利用援助から、障害児支援利用援助に変更。 ○モニタリング報告書 ○継続障害児支援利用計画【週間計画表】 ⇒作成後、申請者に交付し、写しを市町に提出する。 | →※サービス担当者会 議を開催し、支援内容 を調整する。 |

- <u>※アセスメント、担当者会議、モニタリング等が基準に従って実施されていない場合は、算定要件を満たさないため給付費の支払いができません。</u>
- ※アセスメント、担当者会議、モニタリングの実施状況の記録が給付費請求の根拠となります。実施記録は必ず作成、保管してください。

③ プロセスの各段階で市町に提出する「サービス等利用計画・障害児支援利用計画」

| 支給決定プロセス | | | 「サーヒ | ごス等利 | 用計画・ | 障害児支 | 援利用計 | 画」 | | ア |
|-------------------|------------------|----------------------|------------------------------|--------------|-------------------|--------------------|----------------------------|-----------|--------------------------------|----------------------------|
| | | サービス等利用計画案障害児支援利用計画案 | サービス等利用計画案(週間)障害児支援利用計画案(週間) | 申請者の状況(基本情報) | 申請者の状況(基本情報) (週間) | サービス等利用計画障害児支援利用計画 | サービス等利用計画(週間)障害児支援利用計画(週間) | モニタリング報告書 | 継続サービス等利用計画(週間)継続障害児支援利用計画(週間) | アセスメントシート、ニーズ整理表独自の様式明白の様式 |
| | ①支給決定前 | • | • | • | • | | | | | 0 |
| | ②支給決定後 | | | | | • | • | | | |
| 3 E | サービスの種類や 量が変更 | • | • | 0 | 0 | | | • | | 0 |
| ③モニタリング | 曜日や時間帯、事 業者のみが変更 | | | 0 | 0 | | | • | • | 0 |
| ググ | 特に変更がない | | | | | | | • | | 0 |

^{※●}必須提出、○必要に応じて提出

(留意事項)

相談支援専門員が担当する障害者が利用するサービス提供事業所の職員と兼務する場合(地域相談支援に係る指定一般相談支援事業所と兼務する場合は除く。)については、サービス提供事業所との中立性の確保や、サービス提供事業所と異なる視点での検討が欠如しかねないことから、以下のやむを得ない場合を除き、当該者が利用するサービス提供事業所と兼務しない相談支援専門員が継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助を実施することを基本とする。

また、支給決定の更新又は支給決定の変更に係るサービス利用支援・障害児支援利用援助について も、当該者が利用するサービス提供事業所と兼務しない相談支援専門員が実施することを基本とする。

- 身近な地域に指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者がない場合
- 支給決定又は支給決定の変更によりサービス内容に著しく変動があった者のうち、当該支給決定等から概ね3ヶ月以内の場合(サービス利用支援とその直後の継続サービス利用支援は一体的な業務であること、また、指定特定相談支援事業者の変更に当たっては利用者が別の事業者と契約を締結し直すことが必要となるため、一定期間を猶予。)
- その他市町村がやむを得ないと認める場合

3 モニタリング期間の設定(平成30年4月~) 対象となるサービス

> 障害者支援施設、のぞみ園、療養介護、重度障害者包括支援、就労定着支援、 自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助

(1) モニタリング期間

モニタリング期間については、支援の必要性の観点からモニタリングの頻度を高めています。サービス提供事業者から毎月の利用状況の報告を受け、相談支援専門員が必要に応じた支援を随時実施すること、また、市町に報告したモニタリング等を活用し事例検討会などを実施することになります。

モニタリング期間一覧

| 対象者 | モニタリング期間 |
|---|--------------------|
| (1) 新規支給決定又は支給決定の変更によりサービス種類、内容又は 量に著しく変動があった者 | 利用開始から3月を経過するまで1月間 |
| (2) 在宅の障害福祉サービス利用者(障害児通所支援を含む。)または 地域定着支援利用者((1)を除く。) ① 以下の者 イ 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を 行うことが必要である者 □ 単身世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病 等のため、自ら指定障害福祉サービス事業所等との連絡調整を行う ことが困難である者 ハ 常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著し い支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態のあるも の若しくは知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する 者(重度障害者等包括支援の決定を受けていない者に限る。) | 1月(毎月)ごと |
| ② 以下の者 イ 居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助を利用する者 ロ 65歳以上の者で介護保険におけるケアマネジメントを受けていない者 | 3月間ごと |
| ③ ①、②以外の者 | 6月間ごと |
| (3)障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援((1)及び(4)を除く。) | 6月間ごと |
| (4)地域移行支援、地域定着支援((1)及び(2)を除く。) | 6月間ごと |

※(3)の利用者及び(2)の②のイのうち就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助を利用する者は平成30年度から、<u>その他の(2)の②は平成31年度から見直す。</u>ただし、すでに計画作成済の者については、各見直し時期以降に計画作成(又は変更)を行うまでは、なお従前の例による。<u>障害児相談支援については、モニタリングの見直しは行いません。</u>

※上記の区分は、モニタリング期間を設定するための標準であり、下記による利用者の状態等により標準よりも短い期間で設定する場合もあります。

• 生活習慣病等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者。

- 利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者。
- 学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある者。
- ・就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者。
- ・平成31年4月からは、すべての計画相談支援が見直し後のモニタリング期間となります。

4 指定計画相談支援等に関する報酬(平成30年4月~)

下記の報酬に対する算定方法は、(I)、(I)について次に揚げる区分に応じて、それ ぞれ所定単位数を算定することになります。

(Ⅰ)を算定する場合

取り扱い件数(相談支援専門員1人当たりの前6月間における計画相談支援対象障害者等の数(指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、一体的に運営されている場合は、障害児相談支援対象保護者も含む。)の平均値)が40件未満である場合又は40件以上である場合において、40件未満の部分について算定する。

(Ⅱ)を算定する場合

取り扱い件数が40件以上である場合において、40件以上の部分について算定する。

(1)計画相談支援費の報酬

対象となるサービス

障害者支援施設、のぞみ園、療養介護、重度障害者包括支援、就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助

| 計画相談支援費 | 単位 |
|----------------|---------|
| サービス利用支援費(I) | 1,458単位 |
| サービス利用支援費(Ⅱ) | 729単位 |
| 継続サービス利用支援費 | 単位 |
| 継続サービス利用支援費(Ⅰ) | 1,207単位 |
| 継続サービス利用支援費(Ⅱ) | 603単位 |
| 居宅介護支援費重複減算(Ⅰ) | 単位 |
| サービス利用支援費(I) | 552単位 |
| 継続サービス利用支援費(Ⅰ) | 602 単位 |
| 居宅介護支援費重複減算(Ⅱ) | 単位 |
| サービス利用支援費(I) | 854単位 |
| サービス利用支援費(Ⅱ) | 125単位 |
| 継続サービス利用支援費(Ⅰ) | 904単位 |
| 継続サービス利用支援費(Ⅱ) | 300単位 |
| 介護予防支援費重複減算 | 単位 |
| 継続サービス利用支援費(Ⅰ) | 9単位 |

対象となるサービス

上記の施設入所等及び新規サービス以外

| 計画相談支援費 | 単位 |
|----------------|---------|
| サービス利用支援費(I) | 1,611単位 |
| サービス利用支援費(Ⅱ) | 806単位 |
| 継続サービス利用支援費 | 単位 |
| 継続サービス利用支援費(Ⅰ) | 1,310単位 |
| 継続サービス利用支援費(Ⅱ) | 655単位 |
| 居宅介護支援費重複減算(Ⅰ) | 単位 |
| サービス利用支援費(I) | 705単位 |
| 継続サービス利用支援費(Ⅰ) | 705単位 |
| 継続サービス利用支援費(Ⅱ) | 50単位 |
| 居宅介護支援費重複減算(Ⅱ) | 単位 |
| サービス利用支援費(I) | 1,007単位 |
| サービス利用支援費(Ⅱ) | 202単位 |
| 継続サービス利用支援費(Ⅰ) | 1,007単位 |
| 継続サービス利用支援費(Ⅱ) | 352単位 |
| 介護予防支援費重複減算 | 単位 |
| サービス利用支援費(I) | 112単位 |
| 継続サービス利用支援費(Ⅰ) | 112単位 |

(2) 障害児相談支援費の報酬(平成30年4月~)

(Ⅰ)を算定する場合

計画相談支援費の取り扱い件数と同様に40件未満である場合又は40件以上である場合において、40件未満の部分について算定する。

(Ⅱ)を算定する場合

取り扱い件数が40件以上である場合において、40件以上の部分について算定する。

| 障害児支援利用援助費 | 単位 |
|-----------------|---------|
| 障害児支援利用援助費(I) | 1,620単位 |
| 費障害児支援利用援助費(Ⅱ) | 811単位 |
| 継続障害児支援利用援助費 | 単位 |
| 継続障害児支援利用援助費(Ⅰ) | 1,318単位 |
| 継続障害児支援利用援助費(Ⅱ) | 659単位 |

(3) 加算の評価の見直し並びに創設(平成30年4月~)

| 加算 | 単位 |
|--|---------|
| 特定事業所加算(I) 算定要件 イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が主任相談支援専門員であること。 □ 現行の特定事業所加算の(□)(ハ)(木)(へ)の要件を満たすこと。 現行(□)利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。 (ハ)24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。 (ホ)基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、計画相談支援等を提供していること。 (へ)基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。 ハ 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し主任相談支援専門員の同行による研修を実施していること。 ニ 指定特定相談支援事業所において指定サービス利用支援又は継続サービス利用支援を提供する件数(指定障害児相談支援事業者の指定を併せ受け、一体的に運営されている場合は、指定障害児相談支援の利用者も含む。)が1月間において相談支援専門員1人あたり40件未満であること。 | 500単位/月 |
| 特定事業所加算(II) 算定要件 イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従業者現任研修を修了していること。 ロ 現行の特定事業所加算の(ロ)(ハ)(二)(木)(へ)の要件を満たすこと。 ハ 特定事業所加算(I)の(二)の要件を満たすこと。 ※ 特定事業所加算(II)については、平成33年3月までとする。 | 400単位/月 |
| 特定事業所加算(II) 算定要件 現行の特定事業所加算の要件を満たし、かつ、特定事業所加算 (I)の(二)の要件を満たすこと。 ※ <u>すでに現行の特定事業所加算を取得している事業所の場合、</u> (二)の要件を満たさなくても算定は可能。(平成31年3 月までの経過処置) | 300単位/月 |

| 特定事業所加算(IV) 算定要件 イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従業者現任研修を修了していること。 ロ 現行の特定事業所加算の(ロ)(二)(本)(へ)を満たすこと。 ハ 特定事業所加算(I)の(二)の要件を満たすこと。 ※ 特定事業所加算(IV)については、平成33年3月までとする。 | 150単位/月 |
|--|---------|
| 初回加算【新設】 障害福祉サービス等の利用を希望する利用者の心身の状況及び置かれている環境について、利用者等との面接や関係者への聞き取りによる <u>詳細なアセスメント</u> を行う。 ※ 障害児相談支援においては既設のため、計画相談支援のみ新設。 <u>ただし、基本報酬について旧単位を算定する場合は算定不可。</u> | 300単位/月 |
| 入院時情報連携加算【新設】 1 入院時情報連携加算(I) ※ 医療機関を訪問しての情報提供 2 入院時情報連携加算(I) ※ 医療機関への訪問以外の方法での情報連携 指定特定相談支援事業者等が入院時に医療機関が求める利用者の情報を利用者等の同意を得た上で提供した場合に加算する。 ※ 利用者1名につき、1月に1回を限度として加算。ただし、入院時情報連携加算(I)(II)の同時算定不可。 | 200単位/月 |
| 退院・退所加算【新設】 退院・退所時に相談支援専門員が医療機関等の多職種から情報収集 することや、医療機関等における退院・退所時のカンファレンスに参加して情報収集を行った上でサービス等利用計画等を作成した場合に加算する。 ※ 利用者1名につき、入院・入所中に3回を限度として加算。 ただし、初回加算を算定する場合は算定不可。 | 200単位/月 |
| 居宅介護支援事業所等連携加算【新設】 <u>障害福祉サービス等の利用者が介護保険サービスの利用へ移行する</u> 場合に、指定特定相談支援事業所が利用者の心身の状況、置かれている環境やアセスメント等の情報及びサービス等利用計画の内容等について、利用者等の同意を得た上で居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所に提供し、居宅サービス計画等の作成に協力をした場合に加算する。 ※ 利用者1人につき、1月に1回を限度として加算。当該加算を算定した上で居宅介護支援等を利用した後6ヶ月は算定不可。計画相談支援のみ算定。 | 100単位/月 |

| 医療・保育・教育機関等連携加算【新設】 サービス利用支援等の実施時において、 <u>障害福祉サービス等以外の</u> 医療機関、保育機関、教育機関等の職員と面接等を行い、必要な情報 提供を受け協議等を行った上で、サービス等利用計画等を作成した場合に加算する。 ※ 利用者1人につき、1月に1回を限度として加算。ただし、初回加算を算定した場合又は退院・退所加算を算定し、かつ、当該退院医療機関等のみから情報提供を受けている場合は算定不可。 | 100単位/月 |
|--|----------|
| サービス担当者会議実施加算【新設】 継続サービス利用支援等の実施時において、 <u>利用者の居宅等を訪問</u> し利用者に面接することに加えて、サービス等利用計画に位置付けた 福祉サービス等の担当者を招集して、利用者等の心身の状況等やサービスの提供状況について確認するとともに、計画の変更その他便宜の 提供について検討を行った場合に加算する。 ※ 利用者1人につき、1月に1回を限度として加算 | 1 〇〇単位/月 |
| サービス提供時モニタリング加算【新設】 継続サービス利用支援等の実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画等に位置付けた福祉サービス事業所等を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算する。 ※ 利用者1人につき、1月に1回を限度とし、かつ、相談支援専門員1人当たり1月に39人を限度として加算。 | 100単位/月 |
| 行動障害支援体制加算【新設】 行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適切な計画相談支援等を実施するために、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。 | 35単位/月 |
| 要医療児者支援制加算【新設】 重症心身障害など医療的なケアを要する児童や障害者に対して適切な計画相談支援等を実施するために、医療的ケア児等コーディネート 養成研修を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員 を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。 | 35単位/月 |
| 精神障害者支援体制加算【新設】 精神科病院等に入院する者及び地域において単身生活等をする精神障害者に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援等を実施するために、 <u>地域生活支援事業による精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修又は精神障害者の地域移行関係職員に対する研修を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。</u> | 35単位/月 |

- ・初回加算(500単位/月) …障害児相談支援のみ、初回に限り算定可能
- ・特別地域加算(所定単位数の15%)…中山間地域等に居住する者に対してサービス提供

(留意事項)

※サービス終了時(モニタリング期間終了月)の継続サービス利用支援及び継続障害児支援利用援助については、更新に伴うサービス利用支援及び障害児支援利用援助と一体的に提供されるべきものなので、<u>継続支援の請求はできません(利用支援のみ算定)。</u>

→《例外》サービスを更新しない(全てのサービス終了時)場合のみ、算定が可能。

※相談支援事業者(障害児の居宅サービス)及び障害児相談支援事業者(障害児の通所サービス)の両方の指定を受けた事業者の相談支援専門員が、居宅及び通所サービスの一体的な計画を作成する場合は、障害児相談支援に係る報酬のみ算定となります。

※地域生活支援事業の委託相談に配置されている職員が計画相談支援・障害児相談支援を行った場合でも、市町との協議により、業務に支障がない範囲(委託相談の最低人員が確保された状態)で計画相談支援・障害児相談支援との兼務が可能ですが、委託相談と計画相談支援・障害児相談支援の職員の兼務を行った結果、委託相談や相談支援で本来提供されるべきサービスが欠けることがないよう注意してください。

※計画作成は計画作成の更新時又はサービス内容の変更があったときにしか発生しません。 計画期間中に計画相談事業所等を変更した場合、新たに契約した事業所は次回計画作成依頼時期まで、給付費が発生しない可能性があります。

<u>事業所を変更する場合には、可能な限り支給決定期間(やむを得ない場合はモニタリング実</u>施月)を一区切りとして考えてください。

※計画相談事業所は業務上の特質から、契約者、関係機関等に対し情報を収集・提供することとなります。そのため、情報収集においては、どこから、いつ提供をうけたのか。情報提供については、誰に対し、いつ、どのような内容を提供したのかを明確にしておいてください。

計画相談支援事業等の運営に関する注意点

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の 人員及び運営に関する基準(以下「基準」とする。)より)

契約について(基準第5条))

• 計画相談支援給付決定障害者が指定計画相談支援の利用の申込みを行ったときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、計画相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ること。(利用契約書、重要事項説明書の日付及び署名の記入漏れがないか、契約者は利用者本人であるかの確認をしてください。障害児相談の場合、契約者は障害児の保護者になります。)

② 契約内容の報告等(基準第6条)

• 指定計画相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町に対し遅延なく報告すること。

- サービス等利用計画を作成したときは、その写しを市町に対し遅滞なく提出すること。
- ③ 受給者証の確認(基準第9条)
- ・指定計画相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証又は地域相談支援受給者証によって、計画相談支援給付費の支給対象者であること、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認すること。 (受給者証の写しを保管することが望ましい。)
- ④ 支給決定の申請に係る援助(基準第10条)
- ・利用者の支給決定又は地域相談支援給付決定に係る支給期間の終了に伴い、引き続き当該利用者がサービスを利用する意向がある場合には、市町の標準処理期間を勘案し、余裕をもって当該利用者が支給申請を行うことができるよう、申請勧奨等の必要な援助を行うこと。(利用者に、手続き案内等行う。)
- ⑤ 計画相談支援給付費の額に係る通知等(基準第14条)
- ・法定代理受領により市町から指定計画相談支援に係る計画相談支援給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、計画相談支援給付費の額を通知すること。(相談支援給付費入金確認後、通知すること。)
- ⑥ 指定計画相談支援の具体的取扱方針(基準第15条)
- ・相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案を変更し、 障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、 サービス担当者会議の開催等により、当該サ ービス等利用 計画案の内容に ついて説明を 行い、担当者か ら専門的な見 地からの意見を求めなければ ならない。(サービス担当者会議の記録を残すこと。)
- ・相談支援専門員は、モニタリングに当たって、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡を継続的に行うことし、モニタリング期間ごとに<u>利用者の居宅等を訪問し</u>、利用者等(利用者だけでなく、家族との面接も必要)に面接しなければならない。

(解釈通知:市町が利用者に通知するモニタリング期間ごとに、利用者の居宅、精神科病院又は障害者支援施設等で面接を行い、その結果を記録することが必要です。※特例は平27.3.31で終了のため。また、訪問日時、訪問者の名前等の記録もしておくこと)

- ・相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意署名(同意日も記入のこと)を得ること。
- ・相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該<u>サービス等利用計画を利用者等及び</u> 関係事業者に交付すること。
- ・モニタリングの結果、サービス等利用計画を変更する場合には、申請の勧奨を行い、 <u>新規同様</u>(訪問→アセスメント→計画案への説明と同意→担当者会議→計画作成→計画への説明と同意→交付)の対応を行うこと。

9

計画相談支援については、指定基準第15条に基づきサービス提供を行ってください。 指定基準第15条第2項第6号(同条第3項第3号において準用する場合を含む。)、第8号、第9号 若しくは第10号から第12号まで(同条第3項第3号において準用する場合を含む。)又は同条第3 項第2号に定める基準を満たさないで指定計画相談支援を行った場合は、サービス利用支援費又は継続 サービス利用支援費は算定できません。

- ⑦ 勤務体制の確保等(基準第20条第3項)
- 事業者は、相談支援専門員の資質向上のために、その研修の機会を確保すること。
- ⑧ 掲示等(基準第23条第1項)

・事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び計画相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制等を記載した重要事項を掲示すること。(ファイル綴じでも可能。)

⑨ 秘密保持等(基準第24条第3項)

・事業者は、サービス担当者会議において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ 文書により当該利用者又はその家族の同意を得ること。

⑩ 苦情解決(基準第27条第2項)

・事業者は、提供した指定計画相談支援又はサービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。

計画相談支援事業等の算定に関する注意点

① 請求時のモニタリング日について

・利用者が計画、モニタリングに同意した日を、請求事由の発生日とみなします。請求時のモニタリング日=同意日としてください。また、同意日の属する月が相談支援の請求上の提供月となることにご留意ください。

② 計画相談支援給付費の算定について

・モニタリングから一連の流れの中で利用支援に至った場合、モニタリング分(継続サービス利用支援 費)は算定せずサービス利用支援費のみを算定してください。サービス追加の場合も同様です。

③ モニタリングについて

- ・モニタリングは指定された月に行ってください。内容を精査し、やむを得ない事由による場合はこの限りではありませんが、安易にモニタリングを先延ばしすることはやめてください。なお、計画作成についても同様です。
- ・<u>利用者の支援において明確な理由がある場合</u>以外は、モニタリング期間を通常より短く設定することはできません。

(H29.3.31 時点)

相談支援関係 Q&A

※平成30年度制度改正及び報酬改定に伴うものは示されていないので、変更が見込まれる 箇所は斜線を入れています。

1 指定基準関係

【設備基準】

- 問1 指定相談支援事業所の相談室と、併設される障害福祉サービス事業所や障害児 通所支援事業所の相談室を兼用することは可能か。
- (答) 指定相談支援事業所及び併設される障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所の 運営に支障がない場合は、兼用して差し支えない。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A問1)

【受給資格の確認】

- 問2 指定基準において、受給者証により計画相談支援及び障害児相談支援の支給対象者であること等を確認することとされているが、サービス等利用計画案等の作成時点においては、受給者証が交付されていないため、不可能ではないか。
- (答) 当該規定は、支給決定後に、指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供を求められた際の受給資格の確認について規定しているものである。

なお、サービス等利用計画案等の作成時点においては、市町村が通知する計画作成依頼書により市町村から依頼を受けた対象者であることを確認する。

(H25. 2. 22相談支援関係Q&A問2)

【取扱件数】

問3 1人の相談支援専門員が受け持つ件数や人数に制限はないのか。

(答) 利用者の状況等により必要となるモニタリングの頻度が異なることから、1人の相談支援専門員が受け持つ件数や人数に制限は設けていないが、1人の相談支援専門員が適切に対応できる件数や人数とすること。

(H 2 5. 2. 2 2 相談支援関係Q&A 問 3 一部修正)

【補助の業務】

- 問4 サービス等利用計画の作成については、厚生労働省令において「管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させるものとする。」と定められているが、相談支援専門員の資格を有していない補助職員が計画を作成し、相談支援専門員が管理監督した計画を利用者に交付することは可能か。可能であれば、計画作成担当者は、補助職員となるのか、相談支援専門員となるのか。
- (答) サービス等利用計画を作成するのは、相談支援専門員である。補助職員は相談支援専

門員の指示の下に補助的業務を行うものである。 なお、必ず相談支援専門員自ら行わなければならない業務は、

- ・居宅等への訪問による利用者等に対するアセスメントの実施
- ・利用者等へのサービス等利用計画案やサービス等利用計画の説明
- ・サービス担当者会議におけるサービス担当者への質問・意見の聴取

(H 2 5. 2. 2 2 相談支援関係 Q & A 問 4 一部修正)

【アセスメント】

問5 児童福祉法に基づく障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準において、 障害児支援利用計画を作成する際の留意点として「相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たっては、必ず障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接して行わなければならない。」と規定されているが、次の場合についてはどうか。

- ①自宅訪問よりも効果的なアセスメントができる場合や自宅訪問が難しい場合は、事前 に行われる面接は、相談支援事業所や日中通っている保育園等で行ってもかまわないか。
- ②作成時は、上記①の理由で自宅訪問しないことがあっても、モニタリング等を通じていつかは自宅訪問することでよいか。
- (答) 障害児支援利用計画は、障害児の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要であることから、生活状況を十分把握する必要があり、その把握については、 障害児及びその家族からの聞き取りだけでなく、自宅訪問により生活環境を見ることが 重要である。

よって、①~②とも障害児支援利用計画の作成に先立ち自宅訪問が必要である。

(H 2 5. 2. 2 2 相談支援関係Q&A 問 5)

2 指定事務関係

【指定に当たっての基本的な考え方】

問6 市町村直営の場合の「支給決定を行う組織とは独立した体制」の具体的な内容如何。

(答) 具体的な組織形態については、それぞれの市町村の実情が様々であることから、市町村がサービス等利用計画案を勘案し支給決定を行うこととされた法の趣旨を踏まえて、市町村において適切に判断していただきたい。

(H25. 2. 22相談支援関係Q&A問7)

- 問7 障害者のみを対象として計画相談支援を実施する場合には、指定特定相談支援 事業所のみの指定でよいか。
- (答) お見込みのとおり。

なお、障害児から障害者への移行をスムーズに行う観点から、指定特定相談支援事業 所と指定障害児相談支援事業所の両方の指定を受けることが望ましい。

(H 2 5. 2. 2 2 相談支援関係Q&A 問8 一部修正)

【その他留意事項】

- 問8 都道府県と市町村は、1つの事業所から複数の種類(指定一般・特定・障害児)の指定の申請があった場合においては、指定にあたっての必要な情報の共有を図ることとされているが、その趣旨如何。
- (答) 当該趣旨は、指定に当たって相談支援専門員の実務経験の判断等が異なることがないよう情報共有を図ることである。

(H25.2.2 相談支援関係Q&A問9)

【指定権者】

- 問9 指定については、事業所の所在地の市町村が指定を行い、隣接の市町村など 事業所が所在する市町村以外の市町村は指定しないという理解でよいか。
- (答) お見込みのとおり。なお、利用者は、居住する市町村以外の市町村が指定した事業所についても、利用することが可能であることに留意。

(H 2 5. 2. 2 2 相談支援関係Q&A 問 10)

問10指定事業所が、他の市町村に移転した場合の手続き如何。

(答) 他の市町村に移転する場合は、移転前の市町村に廃止届出書を提出するとともに、移転 先の市町村に新規の指定申請を行うこととなる。

(H 2 5. 2. 2 2 相談支援関係Q&A 問 11)

問11 指定事業所が、当該市町村内で事業所を移転した場合の手続き如何。

(答) 当該市町村に変更届出書を提出することとなる。

(H 2 5. 2. 2 2 相談支援関係Q&A 問 12)

【独自条件の付加】

- 問12 指定特定相談支援事業所の指定について、サービス提供事業所と相談支援事業所の分離を図るために、市で独自の条件を付したいと考えているが可能か。
- (答) 指定権者において基準省令以上の要件を課すことはできない。 なお、相談支援事業所 の指定基準については、市町村は条例を定める必要はないものである。

(H 2 5. 2. 2 2 相談支援関係Q&A 問 13)

【相談支援専門員】

- 問13 相談支援専門員の要件となる実務経験等について 県の担当者は、1年180 日以上×5年でないといけないと言うが、通算で5年以上900日以上を満たし ていれば良いはずなので、180日従事していない年があっても要件を満たす と考えるが、いかがか。
- (答) お見込みのとおり。

(H 2 5. 2. 2 2 相談支援関係Q&A問 15)

- 問 14 相談支援専門員の実務要件にある、「相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められるもの」の基礎的な研修とは何を指すのか。
 - (答)介護職員初任者研修に相当するものが該当する。
- 問 15 国家資格等による業務に 5 年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の 実務経験が 3 年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業 務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合は、どちらもカウントしてかまわ ないのか。
 - (答) 国家資格による業務であっても、相談支援業務及び直接支援業務としてカウントして差し支えない。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は、8年以上の 実務経験ではなく、5年以上の実務経験となる。
 - 問 16 保健所において「保健師」として 30 年勤務し、その間、通算 10 年以上精神保健相談業務に従事していた場合、その間の年数を実務経験と見なしてよいのか。
 - (答) お見込みのとおり。なお保健所については、診療所に準じたものと考えるほか、行政 機関として児童相談所、更生相談所などに準じたものとも考えられる。

(H 2 5. 2. 2 2 相談支援関係Q&A 問 16)

問17居宅介護支援事業所において相談支援の業務に従事していた期間は対象となるか。

(答) 居宅介護支援事業所も対象に含まれる。 また、地域包括支援センターも対象と考えられ、当該センターにおいて相談支援の業務に従事した期間が対象となる。

(H 2 5. 2. 2 2 相談支援関係Q&A 問 17)

3 支給決定通知·事務処理要領

【様式】

- 問 18 受給者証 (障害福祉サービス・地域相談支援・障害児の受給者証) や申請様式 (障害者・障害児) については、一体の様式とすることが可能か。
- (答) お見込みのとおり。市町村において適宜工夫して活用されたい。

(H 2 5. 2. 2 2 相談支援関係Q&A 問 18)

【受給者証】

- 問 19 入所者が地域相談支援を利用する場合は、地域相談支援受給者証と障害福祉サービス受給者証の両方を発行し、精神科病院入院患者が地域相談支援のみ利用する場合は地域相談支援受給者証のみ発行するのか。
- (答)お見込みのとおり。

(H 2 5. 2. 2 2 相談支援関係Q&A問 19)

【申請窓口】

- 問 20 計画相談支援と障害児相談支援の担当部局が別となる場合、申請についても 各々の部局に行うこととなるのか。
- (答) 利用者の申請手続の負担軽減を図るため、できる限り、1つの窓口において一体的な申請様式により申請を受け付けることが望ましい。

(H25.2.2 相談支援関係Q&A問20)

【基本相談支援】

- 問 21 指定相談支援事業者が行う「基本相談支援」と、「地域生活支援事業の相談支援事業」との関係についてお示しいただきたい。
- (答)「基本相談支援」とは、質の高い計画相談支援を提示する上で重要な基盤となるものであるが、指定特定相談支援事業所が計画相談支援に必要な範囲で行うものである。一方、「地域生活支援事業の相談支援事業」は市町村の責務として、一般的な相談、計画相談支援の対象とならない事例や支援区分認定が難しい事例に対しても積極的かつ真摯に対応するものである。 (H25. 2. 22 相談支援関係Q&A問 21 修正)
- 問 22 計画相談支援の対象者で、モニタリング月ではない時も随時相談があったり、 電話が頻回で対応をしなければならない場合も基本相談支援で対応をしなければ ならないのか。こういう場合は、委託相談支援事業所が担当することとしてよい か。または、地域定着支援事業で対応することはできないか。
- (答)計画相談支援以外の相談支援が日常的に必要な場合は、委託相談支援事業所と連携したり、必要に応じてモニタリングの回数を増やすなどの対応も検討されたい。

地域定着支援の対象となる者(単身等であって地域生活が不安定な者)である場合には、支給決定の上で地域定着支援で対応することも想定される。

(H 2 5. 2. 2 2 相談支援関係Q&A 問 22)

【対象者】

- 間 23 地域移行支援及び地域定着支援の給付決定に当たり、サービス等利用計画の作成は必要か。
- (答) 地域移行支援・地域定着支援を利用する者についても障害福祉サービスと同様に、サービス等利用計画の作成が必要である。

(H 2 5. 2. 2 2 相談支援関係Q&A問 23 一部修正)

- 間 24 地域活動支援センター等の地域生活支援事業のみのサービス利用者は、計画 相談支援の対象外か。
- (答) お見込みのとおり。 (H 2 5. 2. 2 2 相談支援関係Q&A 問 24)

問25 重度包括支援の利用者も計画相談の対象という扱いでよろしいか。

(答) 重度包括支援を利用する場合も、サービス等利用計画案は必要である。重度包括支援を利用する場合はニーズ等が複雑な場合が多いと思われ、相談支援事業者によってニーズ整理を行い他の障害福祉サービス等の利用も検討した上で、重度包括支援の利用となることが想定される。

なお、重度包括支援の場合、通常の調整はサービス提供責任者が行うので、支給決定の最終月のモニタリング(継続の可否の判断)のみ行うことを想定して、1年に1回のモニタリングとしているところである。 (H 2 5. 2. 2 2 相談支援関係Q&A 問 26)

- 問 26 介護保険制度のケアプラン作成対象者の場合であって、障害福祉サービス固有の 重度 訪問介護による外出支援等、障害福祉の観点からその必要性や支給量について 判断する 必要がある場合については、サービス等利用計画の作成対象者として良いか。
- (答) 市町村が支給決定に当たってサービス等利用計画案の作成が必要と認める場合には、作成対象者として差し支えない。
 - o「市町村が必要と認める場合」とは、基本的には、介護保険のケアマネジャーが障害福祉サービスも含めたプランを作成するべきであるが、ケアマネジャーだけでプランを作成するのが困難な場合等を想定している。 (H 2 5. 2. 2 2 相談支援関係Q&A 問 27)

【支給決定プロセス】

問27サービス等利用計画案等の提出依頼については、文書によることが必須か。

(答) 指定特定・障害児相談支援事業者が計画案の作成に当たって、市町村の依頼を受けた者であることを確認できるよう、文書による提出依頼を行うことを必須としている。

(H 2 5. 2. 2 2 相談支援関係Q&A 問 28)

問 28 サービス等利用計画案等の提出依頼は、申請後直ちに行うこととしているが、市町村への計画案の提出は障害程度区分の認定後ということでよいか。

(答) サービス等利用計画案等の提出依頼は、申請から支給決定までの期間の短縮化を図るため、申請後直ちに行うこととしているが、介護給付費に係るサービス利用に当たっては障害程度区分の認定を踏まえてサービス等利用計画案等を作成する必要があるため、当該計画案の提出は障害程度区分認定後となる。

(H 2 5. 2. 2 2 相談支援関係Q&A 問 29 一部修正)

【モニタリング】

間29モニタリング期間の設定についての考え方如何。

(答) モニタリング期間については、障害者等の心身の状況、環境、生活課題、援助方針、サービスの種類・内容・量などを勘案して定める必要がある。

具体的には、指定特定相談支援事業者が、サービス等利用計画案において、個々のサービスの効果・必要性を判断すべき時期を設定した上でモニタリング期間の提案をしたものを踏まえ、市町村が設定する。

o一般的には、状態が不安定で障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を頻回に行わなければならない場合等はモニタリング期間が短くなることが想定され、逆に、状態が安定している場合等はモニタリング期間が長くなることが想定される。

(H 2 5. 2. 2 2 相談支援関係Q&A 問 30)

問30計画相談支援給付費等の支給期間やモニタリングの実施月等の具体例を示してほしい。

- (答) 例1)サービスの支給決定(更新)の有効期間が H28.5.1~H29.4.30 で、モニタリング期間を3月ごととする場合。
 - 1 計画相談支援給付費等の支給期間 H28.5~H29.4
 - 2 受給者証のモニタリング期間の記載 3月ごと (H28.7~H29.4)
 - 3 継続サービス利用支援の実施月 H28.7→H28.10→H29.1→H29.4
 - 例 2) サービスの支給決定 (新規) の有効期間が H28.5.1~H29.4.30 で、モニタリング 期間を毎月 (利用開始から 3 ヶ月間以内) とする場合。
 - 1 計画相談支援給付費等の支給期間 H28.4 (計画作成月) ~H29.4
 - 2 受給者証のモニタリング期間の記載 毎月ごと (H28.5~H28.7)
 - 3 継続サービス利用支援の実施月 H28.5→H28.6→H28.7
 - ※ H28.7 に、市町村がモニタリング期間の変更について通知。 この場合にモニタリング期間を6月ごとに変更する場合は以下のとおり。
 - 1 計画相談支援給付費等の支給期間上記から変更なし
 - 2 受給者証のモニタリング期間の記載 6月ごと (H28.10~H29.4)
 - 3 継続サービス利用支援の実施月 H28.10→H29.4

(H 2 5. 2. 2 2 相談支援関係Q&A 問 31 一部修正)

- 問31支給期間の終期月とモニタリングの最終月が一致しない場合の取扱いはどう したらよいか。
- (答) 支給期間の終期月には必ずモニタリングを行う必要があるため、モニタリングの最終月を支給決定期間の終期月に設定し、そこから遡ってモニタリング月を設定されたい。 (H 2 5. 2. 2 2 相談支援関係Q&A問32)
- 問32新規申請や変更申請の場合で、月の途中に支給決定をした場合のモニタリング期間の設定を3か月毎月モニタリングと設定した場合、モニタリング期間の開始時期は支給決定した月から3か月か、支給決定した翌月から3か月か。

- 問33訓練等給付は、暫定支給決定を2か月間を上限として行うが、暫定支給決定から支給決定を行う際には、改めて指定特定相談事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求める必要はないこととなっている。訓練等給付の暫定支給決定をした人のモニタリング期間の開始時期は、暫定支給決定の期間の開始月からということでよいか。
- (答) お見込みのとおり。

(H 2 5. 2. 2 2 相談支援関係Q&A 問 34)

- 問34 サービス等利用計画等について、短期入所等、単一サービスのみの利用であって も、サービス等利用計画等を作成し、モニタリングを実施する必要があるのか。
- (答) 単一サービスの利用であっても、その他のサービスの利用の必要性も含め適切なサービスの検討が必要となることから、計画作成や一定期間ごとのモニタリングを実施する必要がある。

なお、モニタリング期間については、市町村において、標準期間を踏まえ、サービス の種類や量、その他の状況等を勘案して個別に判断されたい。

(H 2 5. 2. 2 2 相談支援関係Q&A 問 35)

- 問35 障害福祉サービス等の支給決定は受けたものの、実際の障害福祉サービス等の利用がなかった場合でも、モニタリング月に継続サービス利用支援を行うのか。
- (答) 障害福祉サービス等の利用がない場合でも、モニタリング月には継続サービス利用支援 を行い、状況を把握した上でサービス内容の変更等が必要かを判断することとなる。

(H25.2.2 相談支援関係Q&A問36)

- 問36「相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合のモニタリング等の取扱い」については、相談支援専門員が担当する障害者等に直接サービス提供を行うか否かに関わらず、当該相談支援専門員が、担当する障害者等が利用するサービス提供事業所の職員と兼務する場合は、当該相談支援専門員がモニタリング等を行うことは望ましくないとの考えか。
- (答) お見込みのとおり。 (H 2 5. 2. 2 2 相談支援関係Q&A 問 37)
- 問37「相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合のモニタリング 等の取扱い」については、障害者等が当該相談支援専門員を希望する場合は、 「市町村がやむを得ないと認める場合」として、引き続き当該相談支援専門員 によるモニタリング等を認めてよいか。
- (答) 障害者等が希望する場合であっても、サービス提供事業所との中立性の確保やサービス 提供事業所の職員と異なる視点での検討が欠如しかねず望ましくないため、当該障害者等 に制度の趣旨を説明し理解を求めること。

(H 2 5. 2. 2 2 相談支援関係Q&A 問 38)

- 問38 相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合は、兼務する事業所の利用者のモニタリングを実施することができないこととされているが、同一法人の他の事業所を利用する利用者のモニタリングは実施できるということでよいか。
- (答) お見込みのとおり。

(H 2 5. 2. 2 2 相談支援関係Q&A 問 39)

- 問39計画作成後に遠方の施設に入所した場合、モニタリングは現に契約している指定特定相談支援事業所から施設の近くの事業所に委託可能か。
- (答)業務の全てを他の事業所へ委託することは認められない。遠方の施設であって事業所が 出向くことができない場合は、施設近くの相談支援事業所に引き継ぐことが想定される。 (H 2 5. 2. 2 2 相談支援関係Q&A問 40)
- 問 40 サービス等利用計画及び障害児支援利用計画は、指定基準において、市町村 への提出が義務づけられているが、モニタリング結果については市町村にモニ タリング記録等の書類を提出する必要があるか。
- (答) モニタリングについては、以下に掲げる場合等、必要な時にモニタリング結果を報告することとする。
 - ・ 支給決定の更新や変更が必要となる場合
 - ・モニタリング期間を設定し直す必要がある場合等
 - o上記に加え市町村が毎回モニタリング結果について報告を求めることも可能である。(H25.2.22相談支援関係Q&A問41)

【セルフプラン】

- 問 41 指定特定・障害児相談支援事業者以外の者が計画を作成する場合の作成主体 は、誰を想定しているのか。
- (答)「指定特定・障害児相談支援事業者以外の者」については、基本的には制限はなく、本人や家族、支援者等が作成したものを想定している。

なお、サービス等利用計画案等は、市町村が支給決定に当たって勘案するものであるため、市町村の支給決定を行う担当職員が作成することは想定していない。

(H 2 5. 2. 2 2 相談支援関係Q&A 問 42)

- 問 42 利用者本人が作成するサービス等利用計画(セルフプラン)の場合も、指定 特定相談支援事業者が提出するものと同じ様式で提出しなければならないの か。また、当事者の意向や目標達成時期等、すべての項目を記入しなければな らないのか。支給決定を行う市町村の裁量で、項目を減らす等はできないの か。
- (答) サービス等利用計画の様式は、国で示している様式例を参考に市町村で定めることになっており、セルフプランについても市町村の判断でセルフプラン用の様式を定めることも可能であるが、当事者の意向や生活全般の解決すべき課題、目標達成時期、サービス

の種類・内容・量等省令で示している項目については省略することはできない。 (H 2 5. 2. 2 2 相談支援関係Q&A 問 43)

- 問 43 例えば身体障害の場合は利用者本人が作成するサービス等利用計画(セルフプラン)の提出を求めるなど、市町村でサービス等利用計画案と利用者本人が作成するサービス等利用計画(セルフプラン)との場合を分けて申請者に指示してよいか。
- (答)利用者本人が作成するサービス等利用計画(セルフプラン)は、申請者の希望により指定特定相談支援事業者が作成するプランに代えて提出することができるものであり、利用者が希望していないにも関わらず市町村が提出を求めることは適当ではない。

(H 2 5. 2. 2 2 相談支援関係Q&A 問 44)

4 報酬関係

【請求のタイミング】

- 問44 サービス利用支援は、サービス等利用計画を作成した日が属する月分(以下の場合は平成28年4月分)として翌月に請求するのか。
 - (例) 支給決定の通知日 平成 28 年 4 月 10 日、計画作成平成 28 年 4 月 20 日、 サー-ビスの 有効期間 平成 28 年 5 月 1 日~

4月分として5月に請求

- (答) お見込みのとおり。 (H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係Q&A問 45 一部修正)
- 間 45 計画相談支援給付費が発生する時点は、いつか。
 - (答)計画相談支援給付費が発生するのは、市町村から障害福祉サービス等の支給決定を受けた後に、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画を作成し、利用者から文書により同意を得た時点である。 (H 2 5. 2. 2 2 相談支援関係Q&A問 46)

【障害児相談支援対象保護者に指定計画相談支援を行う場合】

- 問 46 障害福祉サービスと障害児通所支援の両方のサービスを利用する障害児については、計画相談支援と障害児相談支援の両方を一体的に実施することとなるが、報酬については、障害児相談支援のみの報酬が算定されるという理解でよいか。
- (答) お見込みのとおり。 なお、18歳以上の障害者が放課後等デイサービスを利用する場合 も、その者を障害児とみなして障害児支援利用計画を作成し、障害児相談支援のみの報 酬が算定される。 (H 2 5. 2. 2 2 相談支援関係Q&A 問 47 一部修正)

【介護保険の対象者の場合】

問47 介護保険の対象者の場合、同じ者(ケアマネジャーと相談支援専門員を同一人物が行う)が一体的にプランを作成すると減算されることが報酬告示で示されている。

介護保険のケアプランを作っている者と障害者総合支援法のサービス等利用 計画を作っている者が別々である場合、報酬を両方が100%請求できるの か。

(答) 請求できる。 なお、利用者の立場に立った支援を行うためには、両者で調整しながら プランを作成する必要がある。 (H25.2.24 相談支援関係 Q&A 問 48 一部修正)

【申請却下の場合】

問48 障害福祉サービス等の申請却下の場合は、計画相談支援給付費等は支給されないのか

(答) お見込みのとおり。

(H 2 5. 2. 2 2 相談支援関係Q&A 問 49)

【利用者が死亡した場合】

- 問 49 指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画案の作成はしたが、サービス 等利用計画を作成し、利用者から文書により同意を得る前に利用者が死亡した 場合は、サービス利用支援費の算定は可能か。
- (答) サービス利用支援費の算定はできない。

(H 2 5. 2. 2 2 相談支援関係Q&A問 50)

【継続サービス利用支援費】

- 問50 モニタリングの結果、サービス等利用計画等の変更や新たな支給決定等に係る勧奨が必要ない場合であっても、継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助の報酬は算定できるか。
- (答) 算定できる。

(H25. 2. 22相談支援関係Q&A問51)

【契約変更した場合】

- 問 51 指定特定相談支援事業者の廃止や利用者の市町村内の転居等により、別の指定特定相談支援事業者に契約変更した場合であって、契約変更後の指定相特定談支援事業者が、契約変更前の指定特定相談支援事業者からサービス等利用計画を引き継ぎ、利用者の状況を把握するため利用者と面接したりサービス担当者会議を行う等モニタリングを行った場合に、継続サービス利用支援費を算定することは可能か。
- (答) 契約変更後の指定特定相談支援事業者がモニタリング月ではない月に継続サービス利用 支援を行う場合には、市町村に報告し、モニタリング期間の変更を行った上で継続サービ ス利用支援費を算定することは可能である。

(H 2 5. 2. 2 2 相談支援関係Q&A問 52)

【計画相談支援給付費の算定の考え方】

問52計画相談支援給付費の算定に当たっての基本的な考え方如何。

- (答) サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費は、月額報酬のため同一の月に複数 回行ったとしてもサービス利用支援費については 1,611 単位、継続サービス利用支援費 については 1,310 単位しか算定することはできない。
 - ○同一の月に継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合は、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定する。
 - ○サービス利用支援を行った後、同一の月に継続サービス利用支援を行った場合は、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の両方を算定できる。

(H 2 5. 2. 2 2 相談支援関係Q&A 問 53 一部修正)

【同一の月に指定サービス利用支援を複数回行う場合】

- 問53 障害福祉サービスの利用に係る支給決定を受け、サービス利用支援を行った直後に、利用者の心身の状況の急変や転居による環境の変化等により、新たな障害福祉サービス等の申請又は支給決定の変更の申請を行うことが必要となり、同一の月にサービス利用支援を2回行うこととなった場合、同一の月にサービス利用支援費を2回分算定してもよいか。
- (答) サービス利用支援費は、月額報酬のため、同一の月に複数回行ったとしても 1,611 単位 しか算定することはできない。

(H 2 5. 2. 2 2 相談支援関係Q&A問 54 一部修正)

【同一の月に指定継続サービス利用支援を複数回行う場合】

- 問54 モニタリング期間が1月(毎月)ごとと決定されている利用者で、やむを得ない事由 により継続サービス利用支援を行うのがモニタリング月の翌月となった場合、前月実施 予定だった継続サービス利用支援と当月実施予定となっている継続サービス利用支援を を同一の月に行うことになるが、継続サービス利用支援費は2回分算定することは可能 か。
- (答) 継続サービス利用支援費は、月額報酬のため、同一の月に複数回行ったとしても 1,310 単位しか算定することはできない。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係Q&A問 55 一部修正)

【指定継続サービス利用支援を行った結果指定サービス利用支援を行う場合】

- 問 55 継続サービス利用支援を行った結果、利用者の状態に変化があり、新たな支給決定若しくは支給量の変更等の必要が生じた場合、新たなサービス等利用計画を作成する必要があるので、継続支援サービス利用ではなくサービス利用支援として1611 単位/月を算定できるか。
- (答) お見込みのとおり。
 - oなお、継続サービス利用支援を行った結果サービス等利用計画を作成するという一連の流れで行っている場合は、計画作成のアセスメントのプロセスをモニタリング(継続サービス利用支援)で行えているため、月をまたいだ場合も同様に継続サービス利用支援費は 算定せず、サービス利用支援費のみを算定する。

(H 2 5. 2. 2 2 相談支援関係 Q & A 問 56 一部修正)

【同一の月に指定継続サービス利用支援と指定サービス利用支援を行う場合】

- 問 56 継続サービス利用支援を行った直後に、利用者の心身の状況の急変や転居による環境の変化等により、新たな障害福祉サービス等の申請又は支給決定の変更の申請を行うことが必要となり、同一の月に継続サービス利用支援とサービス等利用支援を行うこととなった。継続サービス利用支援とサービス利用支援を一連の流れで行ったわけではないので、継続サービス利用支援費及びサービス利用支援費の両方を算定してもよいか。
- (答) 同一の月に継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合は、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定する。

(H25. 2. 22相談支援関係Q&A問57)

- 問 57 障害福祉サービスの体験利用(短期間)を行うための支給決定に係るサービス利用支援を行った後、同一の月に当該支給決定等に係るサービスの利用状況を検証するための継続サービス利用支援を行い、その結果支給決定等の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係るサービス利用支援を行った場合には、計画相談支援費の算定はどのように行うこととなるのか。
- (答) 同一の月にサービス利用支援と継続サービス利用支援を行うことと市町村が決定した者については、サービス利用支援費と継続サービス利用支援費を算定する。 さらに、同一の月にサービス利用支援を行った場合であっても、サービス利用支援費は月額報酬のため、サービス利用支援を行った回数分請求することはできない。

(H 2 5. 2. 2 2 相談支援関係Q&A問 58)

【契約変更した場合】

- 問 58 契約変更前の指定特定相談支援事業者が継続サービス利用支援を行った場合は、同一月に契約変更後の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を算定できるか。
- (答)契約変更後の指定特定相談支援事業者が継続サービス利用支援を行った場合には、継続 サービス利用支援費を算定できるが、その場合には、契約変更前の指定特定相談支援事業 者は継続サービス利用支援費を算定できない。

このような場合、変更前の指定特定相談支援事業者は、転居等に関する利用者の意向を確認しておくべきである。 なお、契約変更後の指定特定相談支援事業者にケースを引き継ぐ場合には、ケースを円滑に引き継げるよう配慮すること。

(H 2 5. 2. 2 2 相談支援関係Q&A 問 59)

- 問 59 障害福祉サービス等の支給決定の終期月等において継続サービス利用支援を行った 後に、別の指定特定相談支援事業者が同一の月にサービス利用支援を行った場合、契 約変更前の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を、契約変更後の指定 特定相談支援事業者はサービス利用支援費を算定できるか。
- (答) 同一の月に継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合は、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定することとされているため、契約変更前の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を算定できず、契約変更後の指定特定相談支援事業者のみサービス利用支援費を算定する。

- 問 60 サービス利用支援を行った後に、指定特定相談支援事業者の廃止や利用者の市町村内の転居等により、別の指定特定相談支援事業者に契約変更した場合であって、同一の月に契約変更後の指定特定相談支援事業者が、契約変更前の指定特定相談支援事業者からサービス等利用計画を引き継ぎ、利用者の状況を把握するため利用者と面接したりサービス担当者会議を行う等モニタリングを行った場合に、契約変更前の指定特定相談支援事業者はサービス利用支援費を、契約変更後の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を算定することは可能と考えるが、いかがか。
- (答) お見込みのとおり。

(H 2 5. 2. 2 2 相談支援関係Q&A問 61)

【転出・転入】

- 問 61 サービス利用支援又は継続サービス利用支援を行った後に、利用者が市町村外に転出し、同一の月に転出先の市町村で障害福祉サービス等の申請に係るサービス利用支援を別の指定特定相談支援事業者が行った場合、両方の指定特定相談支援事業者が計画相談支援給付費を算定できると考えるが、いかがか。
 - (答) お見込みのとおり。 転出に伴い支給決定を行う市町村が変わった場合は、同一の月であってもサービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定できる。

この場合、指定特定相談支援事業者は、利用者の転出予定等を事前に確認しておくべきであり、転出先の指定特定相談支援事業者に円滑に引き継げるよう配慮すること。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係Q&A 問 62)

【障害児から障害者へ切り替わる際の取扱い】

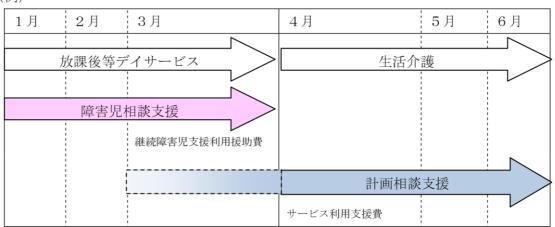
- 問 62 障害児通所支援から障害福祉サービス等に利用するサービス等が切り替わる際に、障害児相談支援の支給期間の終期月に指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して継続障害児支援利用援助を行い、同一の月に、指定特定相談支援事業者が計画相談支援対象障害者に対してサービス利用支援を行った場合、指定障害児相談支援事業者が継続障害児支援利用援助費を、指定特定相談支援事業者がサービス利用支援費を算定することは可能か。
- (答) 報酬告示において「障害児相談支援対象保護者に対して、指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定しない。」とされているため、同一月に指定特定相談支援事業者がサービス利用支援費を算定することはできない。

したがって、サービス等利用計画を作成し、利用者から文書による同意を得る日を、 障害児相談支援の支給期間の終期月の翌月に属する日とすること。

なお、この取扱いについては、指定障害児相談支援事業者から指定特定相談支援事業者 ヘケースを引き継ぐ場合も、指定障害児相談支援事業者と指定特定相談支援事業者の両 方の指定を受けている事業者がケースを受け持つ場合も同じである。

(H 2 5. 2. 2 2 相談支援関係Q&A 問 63)

(例)



【特定事業所加算】

問 63 特定事業所加算の算定要件にある常勤の相談支援専門員の考え方如何。

(答)「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成 18 年 12 月 6 日障発 1206001)第二の2の(3)の規定に準じた取扱いとする。

(H27.3.31平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A問53)

- 問 64 相談支援給付費の特定事業所加算を取得した事業所は、毎月「所定の記録」を策定しなければならないこととされているが、その様式は示されるのか。
- (答)標準様式に従い、毎月作成し、5年間保存しなければならない。 (H27. 3. 31平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A問54)
- 問 65 特定事業所加算における相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の具体的な 取扱いについて示されたい。
 - (答) 相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の取扱いについては、各月の前月の 末日時点で研修を修了している者とし、修了証の写しにより受講の事実を確認するもの とする。

(H27.3.31平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A問55)

- 問 66 特定事業所加算の要件にある基幹相談支援センター等とは基幹相談支援センター以外に 何が想定されるのか。
 - (答)(自立支援)協議会や委託相談支援事業所を想定している。 なお、当該月に支援困難ケースの照会実績がない場合でも、加算の算定は可能である。 (H27.3.31平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A問56)
- 問 67 特定事業所加算の算定要件は、報酬告示によると常勤かつ専従の相談支援専門員を 3 名以上配置する必要があるとのことだが、留意事項通知では 3 名配置された常勤かつ専従の相談支援専門員のうち、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員 1 名以上含む 2 名を除いた相談支援専門員は、当該指定特定(障害児)相談支援事業所の業務に支障がなければ同一敷地内にある他の事業所の職務の兼務も認めるとしている。

要するに3人目以上の相談支援専門員については条件にあてはまれば実質的に兼務を認めるということか。

(答) お見込のとおり。ただし、当該加算の趣旨を十分踏まえ、兼務により当該指定特定相談 支援事業所の業務に支障がないことを必ず担保するよう留意されたい。

(H27.4.30平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A問36)

- 問 68 特定事業所加算の要件として、伝達等を目的とした会議を定期的に開催することとあるが、事業所内の相談支援専門員による会議で差し支えないのか。それとも、利用者、家族や関係機関(サービス提供事業所等)の関係者を集めた会議を開催する必要があるのか。
 - (答) 当該相談支援事業所内の相談支援専門員による会議で差し支えない。
- 問 69 特定事業所加算の要件として、二十四時間体制の確保があるが、二十四時間開所しておく必要はなく、二十四時間連絡が取れる体制を確保しておくことで足りるのか。また利用者等とあるので、利用者の家族や利用しているサービス提供事業所も対象になるのか。
 - (答)お見込みのとおり。

【障害児相談支援における初回加算】

- 問70 障害児相談支援に係る初回加算は、事業所の変更や転居等に伴い、違う事業所が新規で 作成する場合も対象になるのか。
 - (答)障害児相談支援対象保護者が、新規に障害児支援利用計画を作成する場合や、前6月間において障害児通所支援や障害福祉サービスの利用がない場合に対象となるものなので、 事業所が変更になるだけでは対象にならない。

なお、セルフプランにより支給決定を受けている障害児が、初めて障害児利用計画を作成する場合も初回加算の対象となる。

5 その他

【基幹相談支援センター】

- 問71 地域生活支援事業費補助金の基幹相談支援センター等機能強化事業については、専門的職員の配置は基幹相談支援センター以外の相談支援事業所も補助対象となりうるが、地域の相談支援体制の強化の取組及び地域移行・地域定着の促進の取組は基幹相談支援センターのみが補助対象となるという理解でよいか。
- (答) お見込みのとおりであるが、専門的職員の配置についても基幹相談支援センターを設置 した上で補助することが望ましい。

(H 2 5. 2. 2 2 相談支援関係Q&A問 64 一部修正)

【指定管理】

- 問72 市の福祉センターの運営について、指定特定相談支援事業を行っている法人に対し指定管理により委託している。市からは、相談支援についても指定管理料に含まれていると考えているので、指定管理者が指定特定相談支援事業者として行った計画相談に係る給付費について、国保連から事業所ではなく市に支払うこととしたい。
- (答) 計画相談支援給付費は、指定特定相談支援事業者の指定を受けている者に支払われるものであるから、市が自らを指定特定相談支援事業者として指定していないのであれば、国民健康保険団体連合会から市に支払うことはできない。

(H25.2.2 相談支援関係Q&A問65)

関係法令 • 関係通知

| 略称 | 名 |
|--------------|--|
| 法 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年 11 月7日法律第 123 号) |
| 児福法 | 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号) |
| 施行規則 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成 18年2月28日厚生労働省令第19号) |
| 児福施行規則 | 児童福祉法施行規則(昭和 23 年3月31日厚生省令第11号) |
| 平 24 厚労令 28 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年3月 13 日厚生労働省令第 28 号) |
| 基準解釈通知 (計画) | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成 24 年3月 30日障発 0330 第 22 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) |
| 平 24 厚労令 27 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年3月 13 日厚生労働省令第 27 号) |
| 基準解釈通知 (地域) | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成 24 年3月 30日障発 0330 第 21 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) |
| 平 24 厚労令 29 | 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成 24 年3月 13 日厚生労働省令第 29 号) |
| 基準解釈通知 (児) | 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成 24 年3月 30 日障発 0330 第 23 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) |
| 障害者虐待防 止法 | 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年 6月 24 日法律第 79 号) |
| 平 24 厚労告 125 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年厚生労働省告示第 125 号) |
| 平 24 厚労告 124 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年厚生労働省告示第 124 号) |
| 報酬留意事項 通知 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に伴う実施上の留意事項について(平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) |
| 平 24 厚労告 126 | 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成 24 年厚生労働省告示第 126 号) |
| 報酬留意事項通知(児) | 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に伴う実施上の留意事項について(平成 24 年3月 30 日障発第 0330 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) |

指定特定•障害児相談支援事業所 実地指導 指摘事項

| 項 | B | 指摘事項 | 指導事項 | 参考 |
|---|----------|---|--|-------------|
| | 会計 | 指定特定相談支援事業と指定一般相談 支援事業の会計が分けられていない。 | 指定特定相談支援事業についてはその他の事業と会計を区分すること。 | 平24厚令28第29条 |
| | 苦情解決 | 苦情受付箱が設置されていない。 | 苦情受付箱は、利用者やその家族から分かりやすい場所に 設置し、用紙と筆記用具も置いておくこと。 | 平24厚令28第27条 |
| | | 重要事項説明書に、担当者・責任者名 が記載されていない。 | 苦情受付担当者と苦情解決責任者を別に設置し、重要事項 説明書に記載すること。また、第三者委員を設置している 場合は、その氏名と連絡先も記載すること。 | |
| | | 対応の手続きを具体的に定めていない。 | 対応の手続きをフローチャート等により具体的に定めること。 | |
| | 事故発生時 | 対応の手続きを具体的に定めていない。 | 対応の手続きをフローチャート等により具体的に定めること。 | 平24厚令28第28条 |
| | 秘密保持等 | 利用者やその家族に関する情報を使用 する際、あらかじめ文書により同意を 得ていない。 | 利用者の個人情報を取り扱うので、あらかじめ個人情報使用の同意書をとる等、必要な措置を講ずること。 | 平24厚令28第24条 |
| | 掲示等 | 相談支援専門員の勤務の体制、資格など重要事項が掲示されていない。 | ビスの選択に資すると認められる事項を掲示すること。 | 平24厚令28第23条 |
| | 勤務体制の確保等 | 職員の勤務表について、勤務時間、常 勤非常勤の別、職名を明記したものが 作成されていない。 | 職員の勤務表については、勤務時間、常勤非常勤の別、職名を明記したものを作成すること。 | |
| | 研修 | ・虐待防止及び衛生管理・感染症予防に関する研修を行っていない。 ・マニュアルを作成していない。 | マニュアルを作成し、年1回以上研修を行うとともに、研修記録を保管すること。 | 平24厚令28第20条 |

指定特定•障害児相談支援事業所 実地指導 指摘事項

| 項 | | 指摘事項 | 指 導 事 項 | 参考 |
|--------|----------------------|---|--|--|
| | 給付費 | いて、モニタリング等により障害福祉 サービスの変更(支給量等)が生じた 場合に、計画相談支援費を算定してい る。 | 用する障害児について、モニタリング等により障害福祉 サービスの変更(支給量等)が生じた場合には、障害児相 | 平24厚告125 相談支援Q&A(平 成25年2月22日付事 務連絡) |
| | | | 請求において、利用支援だけを請求すべきところ、継続支援も加え請求しているものがあったので、速やかに過誤調整に係る事務を行うこと。 | |
| | | | 受給者証の記載に基づき、適切な時期にモニタリングを実施し記録、管理を行うこと。 | 平24厚令28第9条 |
| | 計画相談支援給付 費の額に係る通知 | 利用者に対して、計画相談支援給付費 の額を通知していない(法定代理受 領)。 | 法定代理受領を行っている利用者に対して、代理受領後に 計画相談支援給付費の額を通知すること。 | 平24厚令28第14条 |
| 契約について | 契約書 重要事項説明書 | 契約書の契約期間の記入漏れがある。 | 契約締結の際は契約期間・契約日を必ず記入し、割印をして整備しておくこと。 | |
| | | 文面に誤りがある(法律名、人員配置 等)。 | 契約締結時の状況に応じた文面に訂正すること。 | 平24厚令28第5条、 第19条 |
| | | 重要事項の説明、同意が行われていない。 い。 | 契約締結及び更新に際しては、毎回必ず重要事項を記した 文書を交付して説明を行うこと。 | 平24厚令28第5条 |

指定特定•障害児相談支援事業所 実地指導 指摘事項

| 項 | | 指摘事項 | 指導事項 | 参考 |
|-----------------|---------|---------------------------------------|---|-------------|
| アセスメント等に ついて | アセスメント | 作成日、作成者の記入漏れがある | 作成日・作成者を明確にすること。 | 平24厚令28第15条 |
| | | アセスメントが利用者の居宅で実施されていない。 | アセスメントやモニタリングについては原則として利用者の居宅等に訪問して実施すること。 | |
| | モニタリング | 記録が不十分である。 | モニタリングに当たっては、利用者と面接してサービスの 利用意向等を確認し、記録に残しておくこと。 | |
| | | 定められた時期に行われていない。 | 受給者証に基づき、適切な時期にモニタリングを行うこと。 | |
| | 担当者会議 | 記録が不十分である。 | 担当者会議を開催した際は、関係機関の意見や検討結果等について記録・整理を行うこと。 | |
| | | 担当者会議に福祉サービス事業所が参加していない。 | 必要な関係者が参加し、協議・調整・情報共有等が図れるよう実施方法の見直しを行うこと。 | |
| その他 | 自治体への報告 | 変更届が提出されていない。 | 運営規程等、変更届に掲げる項目に変更があった場合は、 速やかに変更届を提出すること。 | 法第51条の25 |
| | | 利用者との契約についての報告が市町にされていない。 | 契約内容に変更等あった際は、契約内容の報告書類を市町に提出すること。 | 平24厚令28第6条 |
| | 運営規程 | 相談支援専門員の人数が実態と会っていない。 | 運営規定に定める相談支援専門員の人数を実態と合わせること。 | 平24厚令28第19条 |
| | | 虐待防止のための措置について、対応 の手続きを具体的に定めていない。 | 対応の手続きをフローチャート等により具体的に定めること。 | |

平成29年度(参考)

事業者自主点検表 【指定特定相談支援、障害児相談支援】

事業所名

※ 記載上の注意

各着眼点について、貴事業所の状況を、いずれか該当する□に✔のマークを記してください。 また、特に補足することがある場合は、余白に記載してください。

平成30年度の報酬改定など制度改正の内容は反映していないため、ご注意ください。

関係法令・関係通知一覧

| 略称 | 名 称 |
|--------------|--|
| 法 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年 11 月7日法律第 123 号) |
| 児福法 | 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号) |
| 施行規則 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成 18 年2月 28 日厚生労働省令第 19 号) |
| 児福施行規則 | 児童福祉法施行規則(昭和 23 年3月 31 日厚生省令第 11 号) |
| 平 24 厚労令 28 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年3月 13 日厚生労働省令第 28 号) |
| 基準解釈通知(計画) | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成 24 年3 月 30 日障発 0330 第 22 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) |
| 平 24 厚労令 27 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年3月 13 日厚生労働省令第 27 号) |
| 基準解釈通知(地域) | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成 24 年3 月 30 日障発 0330 第 21 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) |
| 平 24 厚労令 29 | 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年3月 13 日厚生労働省令第 29 号) |
| 基準解釈通知(児) | 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成 24 年3月 30 日障発 0330 第 23 号厚生労働省社会・援護 局障害保健福祉部長通知) |
| 障害者虐待防止法 | 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年6月 24 日法律第 79 号) |
| 平 24 厚労告 125 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年厚生労働 省告示第 125 号) |
| 平 24 厚労告 124 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年厚生労働 省告示第 124 号) |
| 報酬留意事項通知 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に伴う実施上の留意事項について(平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) |
| 平 24 厚労告 126 | 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年厚生労働省告示第 126 号) |
| 報酬留意事項通知(児) | 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に伴う実施上の留意事項について(平成 24 年3月 30 日 障発第 0330 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) |

指定障害福祉サービス事業者自主点検表【指定特定相談支援、障害児相談支援】

第1基本方針

| 主眼事項 | 着 眼 点 | 点検結果 | 確認書類 | 根拠法令等 |
|--------|--|------|------|-----------------------|
| 1 基本方針 | (1)利用者又は障害児の保護者(障害児又は障害児の保護者)(以下「利用者」という。)の意思及び | □はい | 運営規程 | 法第 51 条の 22 第 3 項 |
| | 人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われているか。 | □いいえ | | 平 24 厚令 28 第 2 条第 1 項 |
| | | | | 児福法第 24 条の 30 第 3 項 |
| | | | | 平 24 厚令 29 第 2 条第 1 項 |
| | (2)利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われているか。 | 口はい | 運営規程 | 平 24 厚令 28 第 2 条第 2 項 |
| | | □いいえ | | 平 24 厚令 29 第 2 条第 2 項 |
| | (3)利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、 | □はい | 運営規程 | 平 24 厚令 28 第 2 条第 3 項 |
| | 医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」という。)が、多様な事業者から、総 | □いいえ | | 平 24 厚令 29 第 2 条第 3 項 |
| | 合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。 | | | |
| | (4)利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業(障害児通 | □はい | 運営規程 | 平 24 厚令 28 第 2 条第 4 項 |
| | 所支援事業)を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われているか。 | □いいえ | | 平 24 厚令 29 第 2 条第 4 項 |
| | (5)市町、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び | □はい | 運営規程 | 平 24 厚令 28 第 2 条第 5 項 |
| | 開発に努めているか。 | □いいえ | | 平 24 厚令 29 第 2 条第 5 項 |
| | (6)自ら提供する指定計画相談支援(指定障害児相談支援)(以下「相談支援」という。)の質の評価を | □はい | 運営規程 | 平 24 厚令 28 第 2 条第 6 項 |
| | 行い、常に改善を図っているか。 | □いいえ | | 平 24 厚令 29 第 2 条第 6 項 |
| | | | | |

第2 人員に関する基準

| 主眼事項 | 着 眼 点(根拠法令) | 点検結果 | 確認書類 | 根拠法令等 |
|------------|--|-----------------------------|-----------------------|---|
| 1 相談支援 専門員 | (1)事業所ごとに、専らその職務に従事(専従)する相談支援専門員を一人以上置いているか。 ※指定特定相談(障害児相談)支援事業所(以下「相談支援事業所」という。)に置くべき相談支援 専門員は、原則として提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事させてはならない。この場合 のサービス提供時間帯とは、相談支援専門員の当該事業所における勤務時間をいうものであり、常勤・ 非常勤の別を問わない。 | Ⅰ□無務 | • 雇用契約書 | 平 24 厚令 28 第 3 条第 1 項 基準解釈通知第 2-1(1)) 平 24 厚令 29 第 3 条第 1 項 |
| | (2)(1)の専従職員を置いていない場合、下記事項に該当する職員を置いているか。 ※ ただし、相談支援業務に支障がない場合においては、相談支援専門員を当該事業所の他の業務 又は他の事業所・施設等の業務に従事させることができる。 これは、例えば、相談支援のサービス提供時間帯において、支援の業務に支障がない場合は、当 該相談支援事業所の管理者や、併設する事業所の業務等に従事することができることをいう。 | □配置 かつ □支障なし □支障あり | ·勤務表 ·組織図 | |
| | (3) 相談支援専門員は、相談支援従事者初任者研修等を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とし、以降5年度ごとの各年度の月末までに相談支援従事者現任者研修を修了し、必要な実務経験(業務により3年、5年、10年)を満たしているか。 | □はい □いいえ | ·資格証明書 ·研修修了証 | |
| | (4) 利用者が利用する障害福祉サービス事業所等の業務と兼務しない相談支援専門員が継続サービス 利用支援を実施しているか。 | □はい □いいえ | •勤務表 •組織図 | |
| 2 管理者 | (1)事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置いているか。また、専従でない場合、基準に適合した勤務となっているか。 ※原則として専従だが、当該事業所の管理業務に支障がないときは、当該事業所の他の業務や、併設する事業所の業務等を兼ねることができる。また、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所と兼務する場合については、管理業務に支障がない場合として認めるものとする。なお、管理者は、指定計画相談支援(障害児相談支援)の従業者である必要はない。 | →□支障なし | 組織図 | 平 24 厚令 28 第 4 条 基準解釈通知第 2-1(2)) 平 24 厚令 29 第 4 条 |

第3 運営に関する基準

| 主眼事項 | 着 眼 点(根拠法令) | 点検結果 | 確認書類 | 根拠法令等 |
|--------------------------|--|-------------|------------------|--|
| 1 内容及び 手続きの説明 及び同意 | (1) 利用申込みがあったときは、障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、利用申込者に対し、サービスの選択に必要な重要事項(運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等)を記した文書(障害の特性に応じたわかりやすい説明書やパンフレット等)を交付して説明を行い、当該指定計画相談支援(障害児相談支援)の提供の開始について同意を得ているか。 | □はい □いいえ | ·重要事項説明書 ·契約書 | 平 24 厚令 28 第 5 条 1 項 基準解釈通知第 2-2(1) 平 24 厚令 29 第 5 条 1 項 |
| | (同意は、利用者申込者及び事業者双方の保護の立場から、書面によって確認するのが望ましい。) | | | |
| | (2)利用契約をしたときは、利用申込者に対し、社会福祉法第 77 条の規定に基づき、書面(契約書、 重要事項説明書)を交付しているか。 また、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 | □はい □いいえ | J (11) | 平 24 厚令 28 第 5 条 2 項 基準解釈通知第 2-2(1) |
| | ※書面に記載する事項 ①当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ②当該事業の経営者が提供するサービスの内容 ③当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ④サービスの提供開始年月日 ⑤サービスに係る苦情を受け付けるための窓口 | | | 平 24 厚令 29 第 5 条 2 項 |
| 2 契約内容の 報告等 | (1)利用契約をしたときは、その旨を市町に遅滞なく報告しているか。 | □はい □いいえ | | 平 24 厚令 28 第 6 条 1 項 基準解釈通知第 2-2(2) 平 24 厚令 29 第 6 条 1 項 |
| | (2)サービス等利用計画(障害児支援利用計画)(以下「サービス等利用計画」という。)を作成したとき は、その写しを市町に遅滞なく提出しているか。 ※モニタリング結果について下記に掲げる場合は市町に早急に報告のこと ①支給決定の変更が必要となる場合 | □はい □いいえ | | 平 24 厚令 28 第 6 条 2 項 基準解釈通知第 2-2(2) 平 24 厚令 29 第 6 条 2 項 |
| | ②利用者の生活状況の変更等から、モニタリング期間の変更が必要な場合 | | | |

| 3 提供拒否の | 正当な理由なく、サービスの提供を拒んでいないか。 | 口拒んでいな い | | 平 24 厚令 28 第 7 条 基準解釈通知第 2-2(3) |
|--------------------|---|----------------------|------------------|--|
| 禁止 | ※ 正当な理由は、下記4事項のみです。 ①当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 ②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合 ④その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合 | い口拒んでいる | →拒んだ理由の | 平 24 厚令 29 第 7 条 |
| 1 サービス提供 困難時の対応 | 正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | □はい □いいえ □該当なし | ・連絡調整に関する記録等 | 平 24 厚令 28 第 8 条 基準解釈通知第 2-2(4) 平 24 厚令 29 第 8 条 |
| 5 受給資格の 確認 | (1) サービスの提供にあたっては、受給者証、地域相談支援受給者証または通所受給者証によって、計画相談支援給付費(障害児相談支援給付費)の支給対象者であること、モニタリング期間、支給決定または地域相談支援給付決定の有無,支給決定の有効期間又は地域相談支援支給決定の有効期間、支給量または地域相談支援給付量等を確かめているか。 | □はい □いいえ | | 平 24 厚令 28 第 9 条 基準解釈通知第 2-2(5) 平 24 厚令 29 第 9 条 |
| | (2)支給決定または地域相談支援給付決定を受けていない障害者等について、サービス等利用計画案を作成するときは、当該障害者等の提示する市町が作成したサービス等利用計画案提出依頼書によって、市町からサービス等利用計画案の提出の依頼を受けたものであることを確かめているか。 | □はい □いいえ | ・サービス等利用計画案提出依頼書 | 基準解釈通知第 2-2(5) |
| 6 支給決定の申 請に係る援助 | 支給決定又は地域相談支援給付決定(通所給付決定)に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定(通所給付決定)の有効期間の終了に伴う支給決定又は地域相談支援給付決定(通所給付決定)の申請について、必要な援助を行っているか。 | □はい □いいえ | 1,2,2,1,2,2,0 | 平 24 厚令 28 第 10 条 基準解釈通知第 2-2(6) 平 24 厚令 29 第 10 条 |
| 7 身分を証する 書類の携行 | 相談支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示する旨の指導をしているか。 ※ 身分証には事業所の名称及び氏名を記載すること。また、当該従業者の写真の貼付や職能を記載することが望ましい。 | □携行 □不携行 | | 平 24 厚令 28 第 11 条 基準解釈通知第 2-2(7) 平 24 厚令 29 第 11 条 |

| 8 相談支援給 付費の額に係 る通知等 | 法定代理受領により市町から相談支援に係る給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し給付費の額を通知しているか。 | □はい □いいえ | | 平 24 厚令 28 第 14 条第 1 項 基準解釈通知第 2 — 2(10) 平 24 厚令 29 第 14 条第 1 項 | |
|---------------------------|---|-------------|--|---|--|
| 9相談支援の具 体的取扱方針 | (1)管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させているか。 | □はい □いいえ | ・職務分担表 ・組織図 ・サービス等利用計画案 | ・職務分担表 ・組織図 ・サービス等利用計画案 | 平 24 厚令 28 第 15 条第 1 項第 1 号 基準解釈通知第 2 — 2(11)① 平 24 厚令 29 第 15 条第 1 項第 1 号 |
| | (2)サービス提供に当たっては、利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者(障害児の家族)による支援等適切な手法を通じて行っているか。 | □はい □いいえ | | | 平 24 厚令 28 第 15 条第 1 項第 2 号 基準解釈通知第 2 - 2(11)② 平 24 厚令 29 第 15 条第 1 項第 2 号 |
| | (3)相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者(障害児)の希望等を踏まえて作成するよう努めているか。 | □はい □いいえ | | | |
| | (4)相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たって、利用者の自立した日常生活の支援を 効果的に行うため、利用者(障害児)の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な 福祉サービス等の利用が行われるようにしているか。 | | 平 24 厚令 28 第 15 条第 2 項第 2 号 基準解釈通知第 2 - 2(11)④ 平 24 厚令 29 第 15 条第 2 項第 2 号 | | |
| | ※利用計画の作成又は変更に当たり、継続的かつ計画的な支援という観点に立って福祉サービス 等の提供が行われるようにすることが必要である。継続が困難な、あるいは必要性に乏しい福祉サービス等の利用を助長するようなことがあってはならない。 | | | | |
| | (5)サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、指定障害 | □はい | | 平 24 厚令 28 第 15 条第 2 項第 3 号 | |
| | 福祉サービス等又は指定地域相談支援(指定通所支援)に加えて、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援(指定通所支援)以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画(障害児支援利用計画)上に位置付けるよう努めているか。 | □いいえ | | 基準解釈通知第 2-2(11)⑤ 平24厚令29第15条第2項第3号 | |
| | ※保健医療サービス、地域生活支援事業等の市町が一般施策として行うサービスや当該地域住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画に位置付けることにより、総合的な計画となるように努めること。 | | | | |

| 9相談支援の具 体的取扱方針 | (6)サービス等利用計画の作成開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、地域における指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者(障害児通所支援事業者等)に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しているか。 ※特定の福祉サービス等の事業を行う者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者等の 選択を求めることなく、同一の事業主体の福祉サービスのみによるサービス等利用計画案を最初か ら提示することがあってはならない。 | □はい □いいえ | ・サービス等利用計画案 | 平 24 厚令 28 第 15 条第 2 項第 4 号 基準解釈通知第 2 — 2(11)⑥ 平 24 厚令 29 第 15 条第 2 項第 4 号 |
|-------------------|--|-------------|-------------|---|
| | (7)サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握(以下この項において「アセスメント」という。)を行っているか。 | □はい □いいえ | | 平 24 厚令 28 第 15 条第 2 項第 5 号 基準解釈通知第 2 — 2(11)⑦ 平 24 厚令 29 第 15 条第 2 項第 5 号 |
| | ※ アセスメントは、相談支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、その者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方 法を用いなければならない。(アセスメントの記録は、5年間保存) | | | |
| | (8)アセスメントに当たっては、利用者(障害児)の居宅等(居宅)を訪問し、利用者(障害児)及びその家族に面接しなければならない。面接の趣旨を利用者(障害児)及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。 | □はい □いいえ | | 平 24 厚令 28 第 15 条第 2 項第 6 号 基 準 解 釈 通 知 第 2 一 2(11) ⑧ 平 24 厚令 29 第 15 条第 2 項第 6 号 |

| | , | | | |
|-------------------------|---|-------------|----------------------------|--|
| | (9)利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し下記項目を記載したサービス等利用計画案を作成しているか。 | □はい □いいえ | - サービス等利用計画案 | 平 24 厚令 28 第 15 条第 2 項第 7 号 基準解釈通知第 2 - 2(11)⑨ 平 24 厚令 29 第 15 条第 2 項第 7 号 |
| | ① 利用者及びその家族の生活に対する意向 ② 総合的な援助の方針 ③ 生活全般の解決すべき課題 ④ 提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期 ⑤ 福祉サービス等の種類、内容、量 ⑥ 福祉サービス等を提供する上での留意事項 ⑦ モニタリング期間に係る提案 等 ※ モニタリング期間については、利用する予定のサービスの種類のみをもって一律に設定することのないよう、利用者の心身の状況等を勘案した上で、柔軟かつ適切に提案すること。 ※ 目標達成時期にはモニタリングの実施によりサービス等利用計画及び各障害福祉サービス等の評価を行い得るようにすること。 | | | |
| | (10)サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、利用者負担が生じる介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。 | □はい □いいえ | | 平 24 厚令 28 第 15 条第 2 項第 8 号基準解釈通知第 2 — 2(11)平 24 厚令 29 第 15 条第 2 項第 8 号 |
| | (11)サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案を利用者に交付しているか。 ※作成したサービス等利用計画案は、5年間保存する。 | □はい | | 平 24 厚令 28 第 15 条第 2 項第 9 号 基準解釈通知第 2-2(11)① 平 24 厚令 29 第 15 条第 2 項第 9 号 |
| 10 相談支援の 具体的取扱方 針 | (12)支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うととともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。 ※ サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者からなるサービス担当者会議の開催等により、当該計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めることが重要。なお、会議等の記録は、5年間保存。 | □はい □いいえ | サービス等利用計画案 担当者会議の記 録 | 平 24 厚令 28 第 15 条第 2 項第 10 号基準解釈通知第 2 — 2(11)① 平 24 厚令 29 第 15 条第 2 項第 10 号 |

10 相談支援の 具体的取扱方 針

| (13) サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画の内容について、利用者又はその家族に対 て説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。 (14) 当該サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付しているか。 | し 口はい 口いいえ | 同意書 | 平 24 厚令 28 第 15 条第 2 項第 11 号 基準解釈通知第 2-2(11)③ 平 24 厚令 29 第 15 条第 2 項第 11 号 平 24 厚令 28 第 15 条第 2 項第 12 号 |
|---|-----------------------------|-----------|--|
| ※作成したサービス等利用計画は、5年間保存する。 | ロいいえ | | 基準解釈通知第 2-2(11) ⁽⁴⁾ 平 24 厚令 29 第 15 条第 2 項第 12 号 |
| (15)サービス等利用計画の作成後、実施状況の把握(利用者(障害児)についての継続的な評価をむ。)を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定等が必要であると認められる場合には、利用等に対し、支給決定に係る申請の勧奨を行っているか。 ※ 計画相談支援においては、利用者の有する解決すべき課題に即した適切なサービスを組み合せて利用者に提供し続けることが重要です。このために相談支援専門員は、利用者の解決すべ課題の変化に留意することが重要であり、サービス等利用計画の作成後においても、利用者及ての家族、福祉サービスの事業を行う者等との連絡を継続的に行うことにより、サービス等利用計画実施状況や利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じてサービス等利用計画変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。 | 周 者 つ き で iの | モニタリングの記録 | 平 24 厚令 28 第 15 条第 3 項第 1 号 基準解釈通知第 2-2(11)⑤ 平 24 厚令 29 第 15 条第 3 項第 1 号 |
| (16)モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継的に行うこととし、モニタリングごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果記録しているか(5年間保存)。 ※ サービス等利用計画の作成後においても、利用者及びその家族、福祉サービスの事業をう者等との連絡を継続的に行うこととし、市が支給決定又は地域相談支援給付決定の際に利用者に対して通知するモニタリング期間ごとに、利用者の居宅、精神科病院又は障害者に援施設等で面接を行い、その結果を記録すること(5年間保存)。 | を □いいえ 行 、 | | 平 24 厚令 28 第 15 条第 3 項第 2 号 基準解釈通知第 2 — 2(11)億 平 24 厚令 29 第 15 条第 3 項第 2 号 |

| ı | | | 1 | |
|----------|---|-------|-----------|---|
| 10 相談支援の | (17)サービスを変更する際には、(3)から(10)までに規定された一連の業務を行っているか。 | □はい | | 平 24 厚令 28 第 15 条第 3 項第 3 号 |
| 具体的取扱方 | 【ポイント】 | □いいえ | | 基準解釈通知第 2-2(11)① 平 24 厚令 29 第 15 条第 3 項第 3 号 |
| 針 | ・支援の手順 | | | 十 24 序节 29 第 10 末第 3 項第 3 写 |
| | ①課題の把握(アセスメント)・訪問 → ②支援計画の原案作成 → ③計画作成会議 | | | |
| | ④文書による同意 → ⑤支援計画の交付 → ⑥見直し・変更 → ①・・・ | | | |
| | (18)適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅にお | 口はい | サービス等利用計画 | 平 24 厚令 28 第 15 条第 3 項第 4 号 |
| | いて日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が障害者支援施設等への入所又 | □いいえ | 加川の記跡寺 | 基準解釈通知第 2-2(11)18 |
| | は入院を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行っているか。 | 口該当なし | | 平 24 厚令 29 第 15 条第 3 項第 4 号 |
| | (19)障害者支援施設、精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があ | □はい | サービス等利用計画 | 平 24 厚令 28 第 15 条第 3 項第 5 号 |
| | った場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を | □いいえ | 情報の提供の記録 | 基準解釈通知第 2-2(11)⑲ |
| | 行う等の援助を行っているか。 | | 等 | 平 24 厚令 29 第 15 条第 3 項第 5 号 |
| | | | | |
| 11 利用者等に | 利用者が他の特定相談支援事業者の利用を希望し、申出があった場合には、当該利用者等に対し、直 | □はい | | 平 24 厚令 28 第 16 条 |
| | 近のサービス等利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。 | □いいえ | 又刊の記述寺 | 基準解釈通知第 2-2(12) |
| 等利用計画 | | 口該当なし | | 平 24 厚令 29 第 16 条 |
| 等の書類交付 | | | | |
| 12 利用者に関 | 利用者が偽りその他不正な行為によって計画相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき | 口はい | | 平 24 厚令 28 第 17 条 |
| | は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町に通知しているか。 | □いいえ | | 基準解釈通知第 2-2(13) 平 24 厚令 29 第 17 条 |
| 通知 | | 口該当なし | | 十 24 序页 29 第 17 末 |
| 13 管理者の責 | (1) 管理者は、相談支援専門員その他の従業者の管理、サービス利用の申込みに係る調整、業務の実 | □はい | 12190 | 平 24 厚令 28 第 18 条第1項 |
| 務 | 施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 | □いいえ | "哦伤刀担衣 | 基準解釈通知第 2-2(14) |
| | | | •業務日誌等 | 平 24 厚令 29 第 18 条第1項 |
| | (2) 管理者は、相談支援専門員その他の従業者に運営に関する基準の規定を遵守させるため必要な | 口はい | 1 | 平 24 厚令 28 第 18 条第 2 項 |
| | 指揮命令を行っているか。 | □いいえ | | 平 24 厚令 29 第 18 条第 2 項 |
| | | | | |
| | | | | |

| 14 運営規程 | 事業者は、指定事業所ごとに、次に掲げる重要事項に関する運営規程を定めているか。 | □はい | •運営規程 | 平 24 厚令 28 第 19 条 |
|---------|--|---|-------|-------------------|
| | | □いいえ | | 基準解釈通知第 2-2(15) |
| | ① 事業の目的及び運営の方針 | _,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | | 平 24 厚令 29 第 19 条 |
| | ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 | | | |
| | ③ 営業日及び営業時間 | | | |
| | ④ 指定計画相談支援(指定障害児相談支援)の提供方法及び内容並びに利用者等(障害児 相談支援対象保護者)から受領する費用及びその額 | | | |
| | ⑤ 通常の事業の実施地域 | | | |
| | ※ 客観的にその区域が特定されるようにすること。なお、通常の事業の実施地域は利用申込み に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行うことは差し支えない。 | | | |
| | ⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項 | | | |
| | 8 その他運営に関する重要事項(苦情解決体制、事故発生時の対応等) | | | |
| | 【留意点】 | | | |
| | ①従業者の職種、員数及び職務内容(第2号)・・・従業者については、相談支援専門員とその他 の従業者に区分し、員数及び職務内容を記載すること。 | | | |
| | ②相談支援の提供方法及び内容並びに利用者から受領する費用及びその額(第4号)・・・相談 | | | |
| | 支援の提供方法及び内容については、サービスの内容及び利用者から相談を受ける場所、課題 | | | |
| | 分析の手順等を記載するものとする。 | | | |
| | ③通常の事業の実施地域(第5号)・・・通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定さ | | | |
| | れるものとすること。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目 | | | |
| | 安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではない。 | | | |
| | ④事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類(第6号)・・・障害の種 | | | |
| | 類にかかわらず利用者を受け入れることを基本とするが、サービスの専門性を確保するためやむを得 | | | |
| | ないと認められる場合においては、事業の主たる対象とする障害の種類を特定して事業を実施する ことも可能である。 | | | |

| 14 運営規程 | ⑤虐待の防止のための措置に関する事項(第7号)・・・「虐待の防止のための措置」については、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」(平成 23 年法律第 79 号)において、障害者虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定相談支援事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。 具体的には、ア虐待の防止に関する責任者の選定 イ成年後見制度の利用支援ウ苦情解決体制の整備 エ従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画など)等を指すものであること。 | | | |
|-----------------|--|-------------|------------|--|
| 15 勤務体制の 確保等 | (1)利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。 | □はい □いいえ | ▪勤務表 | 平 24 厚令 28 第 20 条第 1 項 基準解釈通知第 2-2(16)① 平 24 厚令 29 第 20 条第 1 項 |
| | ※原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については日々の勤務時間、職務の内容、 常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。 | | | 1 21 A 1 20 X 20 X X 1 X |
| | (2) 当該事業所の相談支援専門員に計画相談支援の業務を担当させているか。 | 口はい | ∙勤務表 | 平 24 厚令 28 第 20 条第 2 項 |
| | ※当該事業所の従業員とは、雇用契約・その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮 命令下にある従業員を指します。 | □いいえ | | 基準解釈通知第 2-2(16)② 平 24 厚令 29 第 20 条第 2 項 |
| | | | | |
| | (3)相談支援専門員の資質向上のため、研修の機会を確保しているか。 | 口はい | 77177 4077 | 平 24 厚令 28 第 20 条第 3 項 基準解釈通知第 2-2(16)③ |
| | | □いいえ | | 平 24 厚令 29 第 20 条第 3 項 |
| 1 | 1 | | | 1 |

| 16 設備及び 備品等 | 事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 ①事務室事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。 ②受付等のスペースの確保 — 事務室又は相談支援の事業を行うための区画については、利用申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保するものとし、相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど、利用しやすい構造とする。 ③設備及び備品等 — 事業者は、相談支援に必要な設備及び備品等を確保するものとする。 | | 認) | 平 24 厚令 28 第 21 条 基準解釈通知第 2-2(17) 平 24 厚令 29 第 21 条 |
|----------------|---|-----------------------------|-------------|--|
| 17 衛生管理等 | (1)従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 | □はい □いいえ | | 平 24 厚令 28 第 22 条第 1 項 基準解釈通知第 2-2(18) 平 24 厚令 29 第 22 条第 1 項 |
| | (2)事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 | □はい □いいえ | | 平 24 厚令 28 第 22 条第 2 項 基準解釈通知第 2-2(18) 平 24 厚令 29 第 22 条第 2 項 |
| 18 掲示等 | (1)事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 | □はい □いいえ | | 平 24 厚令 28 第 23 条第 1 項 基準解釈通知第 2-2(19)① 平 24 厚令 29 第 23 条第 1 項 |
| | (2)ホームページ等に掲載する等、重要事項の公表に努めているか。 | □はい □いいえ | | 平 24 厚令 28 第 23 条第 2 項 基準解釈通知第 2-2(19)② 平 24 厚令 29 第 23 条第 2 項 |
| 19 秘密保持等 | (1)従業者及び管理者は、 <u>正当な理由なく、業務上知り得た利用者(障害児)又はその家族の秘密を漏らしていないか。</u> ※秘密を保持すべき旨を就業規則に規定する、誓約書をとる等の措置を講じておくこと。 | □配慮して いる □配慮して いない | 37021273073 | 平 24 厚令 28 第 24 条第 1 項 基準解釈通知第 2-2(20) 平 24 厚令 29 第 24 条第 1 項 |

| (2)従業者及び管理者であった者が、正当な理由なく業務上知り得た利用者(障害児)又はその家族の 秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じているか。 ※ 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時に取り決め、 例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じておく。 | □講じている □講じてい ない | (対応)の確認 | 平 24 厚令 28 第 24 条第 2 項 基準解釈通知第 2-2(20)② 平 24 厚令 29 第 24 条第 2 項 |
|--|-----------------------|---------|--|
| (3)サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は あらかじめ文書 により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。 ※この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足り るものである。 | □はい □いいえ | | 平 24 厚令 28 第 24 条第 3 項 基準解釈通知第 2-2(20)③ 平 24 厚令 29 第 24 条第 3 項 |
| (4)「個人情報の保護に関する法律(平 15 年法律第 57 号)」及び「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成 25 年3月厚生労働省)」に基づき、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っているか。 ※「個人情報の保護に関する法律」の概要 ①利用目的を特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと。②適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知又は公表をすること ③個人データについては、正確かつ最新の内容に保つように努め、安全管理措置を講じ、従業者及び委託先を監督すること ④本人の同意を得なければ、第三者に個人データを提供してはならない ⑤保有個人データについては、利用目的などを本人の知り得る状態に置き、本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止等を行うこと ⑥苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること | | | |
| ※ 個人情報については、安全管理の観点(第三者の目につかないようにする等)から、鍵のかかる ロッカー・キャビネット等への保管が望ましい | | | |

| 20 利益収受等 の禁止 | (1)事業者及び事業所の管理者は、 相談支援専門員に対して特定の 旨の指示等を行っていないか。 | | □行ってい ない □行ってい る | | 平 24 厚令 28 第 26 条第 1 項 基準解釈通知第 2-2(21)① 平 24 厚令 29 第 26 条第 1 項 | | | |
|-----------------|---|----------------------------------|---------------------------|-------------------|--|-----------------------------|--------|--|
| | ※ 特定相談支援事業者又は管理者が、同一法人系列の福祉サービスの事業を行う者のみを 位置付けるように指示すること等により、利用者の解決すべき課題に反するばかりでなく、事実上 他の福祉サービスの事業を行う者の利用を妨げることを指す。 | | | | | | | |
| | (2)相談支援専門員は、サービス等利 ビス等の事業を行う者等によるサー ※相談支援専門員が、同一活 すること等により、利用者の解え 業を行う者の利用を妨げること | ビスを利用すべき 5人系列の福祉サ やすべき課題に反 | 旨の指示を行っていた ナービスの事業を行う者 | さいか。 音のみを利用するこ | とを指示 | □行ってい ない □行ってい る | | 平 24 厚令 28 第 26 条第 2 項 基準解釈通知第 2-2(21)② 平 24 厚令 29 第 26 条第 2 項 |
| | (3)事業者及びその従業者は、サービ流社サービス等の事業を行う者等による業を行う者等から金品その他の財産 | サービスを利用さ | せることの対償として、 | | | □収受して いない □収受して いる | | 平 24 厚令 28 第 26 条第 3 項 基準解釈通知第 2-2(21)③ 平 24 厚令 29 第 26 条第 3 項 |
| 21 苦情解決 | (1)提供したサービスに関し、利用者なめ、苦情を受け付ける窓口を設置 【苦情受付体制】 苦情受付担当者 苦情解決責任者 | | | 迅速かつ適切に対 名 | | □講じている □講じていない | 関する規程等 | 平 24 厚令 28 第 27 条第 1 項 基準解釈通知第 3-3(22)① 平 24 厚令 29 第 27 条第 1 項 |
| | 第3者委員 「必要な措置」一①苦情窓口の等。 ④苦情を解決するための措置はなお、概要については重要事項記 | の概要 | | | 及び手順 | | | |

| 21 苦情解決 | (2)(1)の苦情を受け付けた場合には、受付日、内容等を記録しているか。 | □はい □いいえ □該当なし | 録 | 平 24 厚令 28 第 27 条第 2 項 基準解釈通知第 3-3(22)② 平 24 厚令 29 第 27 条第 2 項 |
|-----------------|--|----------------------------|----------|--|
| | (3)提供したサービスに関し、法第 10 条第1項(児童福祉法第 5 7 条の 3 の 2 第 1 項)の規定又は法第 11 条第 2 項(児童福祉法第 5 7 条の 3 の 3 第 3 項)の規定により、市町が行う報告若しくは文書その 他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町の職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | | | 平 24 厚令 28 第 27 条 第 3 項·第 4 項·第 5 項 基準解釈通知第 3-3(22)③ 平 24 厚令 29 第 27 条 第 3 項·第 4 項·第 5 項 |
| | (4)県知事、市町又は市町長から求めがあった場合に、(3)の改善内容を報告しているか。 | □はい □いいえ □該当なし | | 平 24 厚令 28 第 27 条第 6 項 基準解釈通知第 3-3(22)③ 平 24 厚令 29 第 27 条第 6 項 |
| | (5)運営適正化委員会が社会福祉法第 85 条の規定により行う苦情解決に向けた調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 | □はい □いいえ □該当なし | | 平 24 厚令 28 第 27 条第 7 項 基準解釈通知第 3-3(22)④ 平 24 厚令 29 第 27 条第 7 項 |
| 22 事故発生時 の対応 | (1)サービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。※ あらかじめ職員に対し、事故発生時の対応方法に関して周知を図ること。また、事業者は、損害賠償保険に加入することが望ましい。 | □はい □いいえ | 神呂への田知姿料 | 平 24 厚令 28 第 28 条第 1 項 基準解釈通知第 3-3(23) 平 24 厚令 29 第 28 条第 1 項 |
| | | □記録している □していない □該当なし | る記録 | 平 24 厚令 28 第 28 条第 2 項 基準解釈通知第 3-3(23) 平 24 厚令 29 第 28 条第 2 項 |
| | | 口行っている 口行っていない 口該当なし | . 铝宇旺偿聿粨 | 平 24 厚令 28 第 28 条第 3 項 基準解釈通知第 3-3(23) 平 24 厚令 29 第 28 条第 3 項 |

| 24 会計の区分 | | □区分している □区分してい ない | 類 | 平 24 厚令 28 第 29 条 基準解釈通知第 3-3(24) 平 24 厚令 29 第 29 条 |
|----------|--|-------------------------|---------------------|---|
| 25 記録の整備 | 12 12 13 14 15 15 15 15 15 15 15 | ている 口適切に行っ ていない | 120 110 110 120 130 | 平 24 厚令 28 第 30 条 基準解釈通知第 2-2(25) 平 24 厚令 29 第 30 条 |

第4 変更の届出等

| 主眼事項 | 着 眼 点(根拠法令) | 点検結果 | 確認書類 | 関係法令等 |
|---------|---|--|------|---|
| 1 変更の届出 | 次の事項に変更があったとき、又は休止した当該事業を再開したときは、 <u>10 日以内に、</u> 変更を指定権者に届け出しているか。 | 口適正に届け出ている | | 法第 51 条 25 第 1 項 施行規則第 34 条 60 |
| | ① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名, 生年月日、住所及び役職 ③ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に 関するものに限る。) ④ 事業所の平面図 ⑤ 事業所の管理者及び相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑥ 運営規程 ⑦ 当該申請に係る事業に係るサービス利用計画作成費(障害児相談支援給付費)の請求に関する事項 ⑧ 役員の氏名、生年月日及び住所 | □適正に届け出ていない →□期限内に届け出ていない □変更、又は廃止等につい て届け出ていない ※届け出ていない内容 | | 第1項·第2項 児福法第24条32第1項 児福施行規則第25条 26の7第1項 |
| | 該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、指定権者に届け出ているか。 ※一般相談支援事業所の指定を受けている場合も同様に届け出が必要。 | 口該当なし | | 法第 51 条 25 第 2 項 施行規則第 34 条 60 第 3 項 児福法第 24 条 32 第 2 項 児福施行規則第 25 条 26 の 7 第 3 項 |

第5 計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の算定及び取扱い

| 主眼事項 | 着 眼 点 | 自主点検結果 | 確認書類 | 関係法令等 |
|---------|--|-------------|--------|-----------------|
| 1 計画相談支 | (1)計画相談支援対象障害者(障害児相談支援対象保護者)に対して、指定サービス利用 | □適正に算定している | •請求記録票 | 報酬告示第 1−1 |
| 援費•障害児相 | 支援(障害児支援利用援助)を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。 | 口適正に算定していない | •運営規程 | |
| 談支援 | ●サービス利用支援費(障害児支援利用援助費)・・・1,611単位 | □該当なし | •受給者証 | |
| | ●継続サービス利用支援費(継続障害児支援利用援助費)…1,310単位 | | | |
| | | | | |
| | 【計画相談支援】 | 口適正に算定している | ∙請求記録票 | 報酬告示第 1-1 注 2、留 |
| | (2)指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定計画相談支 | 口適正に算定していない | | 意事項通知第 4-1(1) |
| | 援を行った場合には、所定単位数を算定しない。 | 口該当なし | | |
| | (3)指定特定相談支援事業者が、同一の月において、同一の計画相談支援対象障害者等 | | | |
| | に対して指定継続サービス利用支援を行った後に、指定サービス利用支援を行った場合には、 | | | |
| | 継続サービス利用支援費に係る所定単位数は算定しない。 | | | |
| | (4)①相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、介護保険法第7条第1 | | | |
| | 項に規定する要介護状態区分が要介護 1 又は要介護 2 の者に対して、居宅介護支援と一 | | | |
| | 体的にサービス利用支援又は継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複 | | | |
| | 減算(I)として、1 月につき 705 単位を所定単位数から減算する。 | | | |
| | ②要介護状態区分が要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 の者に対して、一体的に支援 | | | |
| | を行った場合には、居宅介護支援費重複減算(Ⅱ)として、1 月につき 1,007 単位を所定単位 | | | |
| | 数から減算する。 | | | |
| | ③要支援状態区分が要支援1又は要支援2の者に対して、一体的に支援を行った場 | | | |
| | 合には、介護予防支援費重複減算として、1 月につき 112 単位を所定単位数から減算する。 | | | |
| | | | | |

| 1 計画相談支 | 【障害児相談支援】 | □適正に算定している | | |
|----------------|---|----------------------------|-----------------------|---------------------------|
| 援費·障害児相 談支援 | (5)指定障害児相談支援事業者が、同一の月において、同一の障害児相談支援対象保護 | □適正に算定していない | | |
| 談又抜 | 者に対して指定継続障害児支援利用援助を行った後に、指定障害児支援利用援助を行った | 口該当なし | | |
| | 場合には、継続障害児支援利用援助費に係る所定単位数は算定しない。 | | | |
| | (6)新規に障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援対象保護者に対して、指定障 | | | |
| | 害児支援利用援助を行った場合、初回に限り1月につき500単位を所定単位数に加算する。 | | | |
| 2 特別地域加 | (1)別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定計画相談支援(指 | 口適正に算定している | •請求記録票 | 報酬告示第 1-1 注 3 |
| 算 | 定障害児相談支援)を行った場合に、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位 | 口適正に算定していない | | |
| | 数を所定単位数に加算しているか。 | □該当なし | | |
| | ※別に厚生労働大臣が定める地域・・・過疎地域、振興山村地域、特定農山村地域等 | | | |
| | (2)(1)の場合において、通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合、交通費の支払いを受けていないか。 | □受けていない □受けている □該当なし | ·請求記録票 ·運営規程 ·重要事項説明書 | |
| 3 特定事業所 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町長に届け出た指定特定相談支 | □適正に算定している | •請求記録票 | 報酬告示第 1-3 |
| 加算 | 援事業所(指定障害児相談支援事業所)は、1月につき所定単位数を加算する。(300 単位) ①常勤かつ専任の相談支援専門員を3人以上配置している。 ②利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催している。 ③24時間常時連絡できる体制を整備している。 ④新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従業者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施している。 ⑤基幹相談支援センター等からの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している。 | □適正に算定していない □該当なし | ・請求の根拠となる記録 | 平成 27 年厚生労働省告 示第 180 号 |

第6 障害者虐待防止の取組み

| 主眼事項 | 着 眼 点 | | | | | 関係法令等 |
|---------|-------|--|--|--------------------------------------|-------|----------------|
| 障害者虐待防止 | (1) | 障害福祉サービス事業者は、利用 るか。 | 者の人権の擁護、虐待の防止等の | ため、責任者を設置する等必要な体制を整備してい | いる | |
| | | | 職 | 氏 名 | | |
| | | 虐待防止責任者 | | | □いない | |
| | (2) | 従業員は障害者虐待を発見しや | すい立場にあることを自覚し、障害者 | 虐待の早期発見に努めているか。 | □いる | 障害者虐待防止法第 6 条 |
| | | ※「障害者虐待」とは、次のいずれ① 障害者の身体に外傷が生 束すること。② 障害者にわいせつな行為な | | | | |
| | | ③ 障害者に対する著しい暴 傷を与える言動を行うこと。 | | 障害者虐待防止法第 2 条 | | |
| | | 怠ること。 | 著しい減食又は長時間の放置そのf 分することその他障害者から不当に財 | 也の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく 産上の利益を得ること。 | | |
| | | の家族からの苦情の処理の体制の | 美者への研修の実施、成年後見制度 整備等による虐待の防止のための措 上のために取り組んでいることを記載し | | そ 口いる | 障害者虐待防止法第 15 条 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |